

能登町一般廃棄物処理基本計画
【生活排水処理基本計画編】

令和5年1月

能 登 町

生活排水処理基本計画編

目次

第1章 基本理念・基本方針

- 1. 1 計画策定の目的…………… 1
- 1. 2 生活排水処理基本計画の位置づけ…………… 2
- 1. 3 基本理念と基本方針…………… 3

第2章 地域の概況

- 2. 1 地域の特性…………… 5
- 2. 2 まちづくりの将来像と環境分野に係る基本方針…………… 9

第3章 生活排水処理の現況及び課題

- 3. 1 生活排水処理の処理体系…………… 10
- 3. 2 生活排水処理の現状…………… 13
- 3. 3 生活排水処理の評価と課題…………… 21

第4章 生活排水処理基本計画

- 4. 1 生活排水処理の目標…………… 22
- 4. 2 生活排水処理向上のための施策…………… 32

第5章 し尿及び浄化槽汚泥処理

- 5. 1 処理体制…………… 33
- 5. 2 し尿及び浄化槽汚泥収集量・処理量の推移…………… 35
- 5. 3 し尿処理経費…………… 36
- 5. 4 し尿及び浄化槽汚泥収集量・処理量の予測…………… 38
- 5. 5 し尿及び浄化槽汚泥処理の課題…………… 39

第1章 基本理念・基本方針

1. 1 計画策定の目的

本町の家庭や事業所から出る生活排水は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、その他浄化槽（合併処理浄化槽等）により処理を行っています。

しかしながら、生活排水処理率（令和2年度実績）は、全国平均88.3%、石川県平均89.2%に対して、本町は63.7%と低い状況にあり、能登町の豊かな自然環境を保全するためにも生活排水処理の普及を推進していく必要に迫られているところです。

また、人口減少の進行など社会情勢の変化のほか、早期に整備を進めた施設の老朽化が進み、維持管理や施設更新等の財政的な課題もあります。そのため、本町では経済的な負担が少なく効率的に生活排水処理施設が普及することを目指し、「能登町汚水処理構想」を策定し、ストックマネジメントの導入、施設の統廃合等を進めているところです。

一方、社会全体の動向として、平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）が掲げられました。その中には水質汚染に関する内容も含まれており、目標6「安全な水とトイレをみんなに」と目標14「海の豊かさを守ろう」は、特に関わりが深いです。

このような状況のもと、本町では平成25年2月に、計画期間を15年間とする「能登町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）」を策定し、生活排水の適正処理の向上に向けた取組を推進してきました。令和4年度で計画策定より10年を迎えますが、ごみ処理体制の変更や、多様な課題に対応した循環型社会の形成を図るため、「能登町ごみ処理基本計画」の見直しを行います。生活排水処理基本計画についてもこれに伴い、これまでの現状を踏まえて今後5年間にわたる生活排水の適正処理のさらなる向上及びSDGsを実現するための取組の推進を目指し、「能登町生活排水理基本計画」の見直しを行います。

SDGs（エス・ディー・ジー・ズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で2015年9月の国連サミットで採択され「貧困の撲滅」や「気候変動」対策といった世界各国が解決すべき課題に関する17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標）から構成されています。2030年までに「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際的な開発目標です。



1. 2 生活排水処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について一定の計画を定めなければならないとされています。

一般廃棄物の処理計画は、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されますが、本計画は、本町が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。計画策定にあたり、上位計画等関連する計画との整合を図ります。

なお、生活排水処理に関する計画としては、石川県では「生活排水処理構想2022」、能登町では「汚水処理構想（エリアマップ）」を作成しており、これらの計画との整合を図ります。

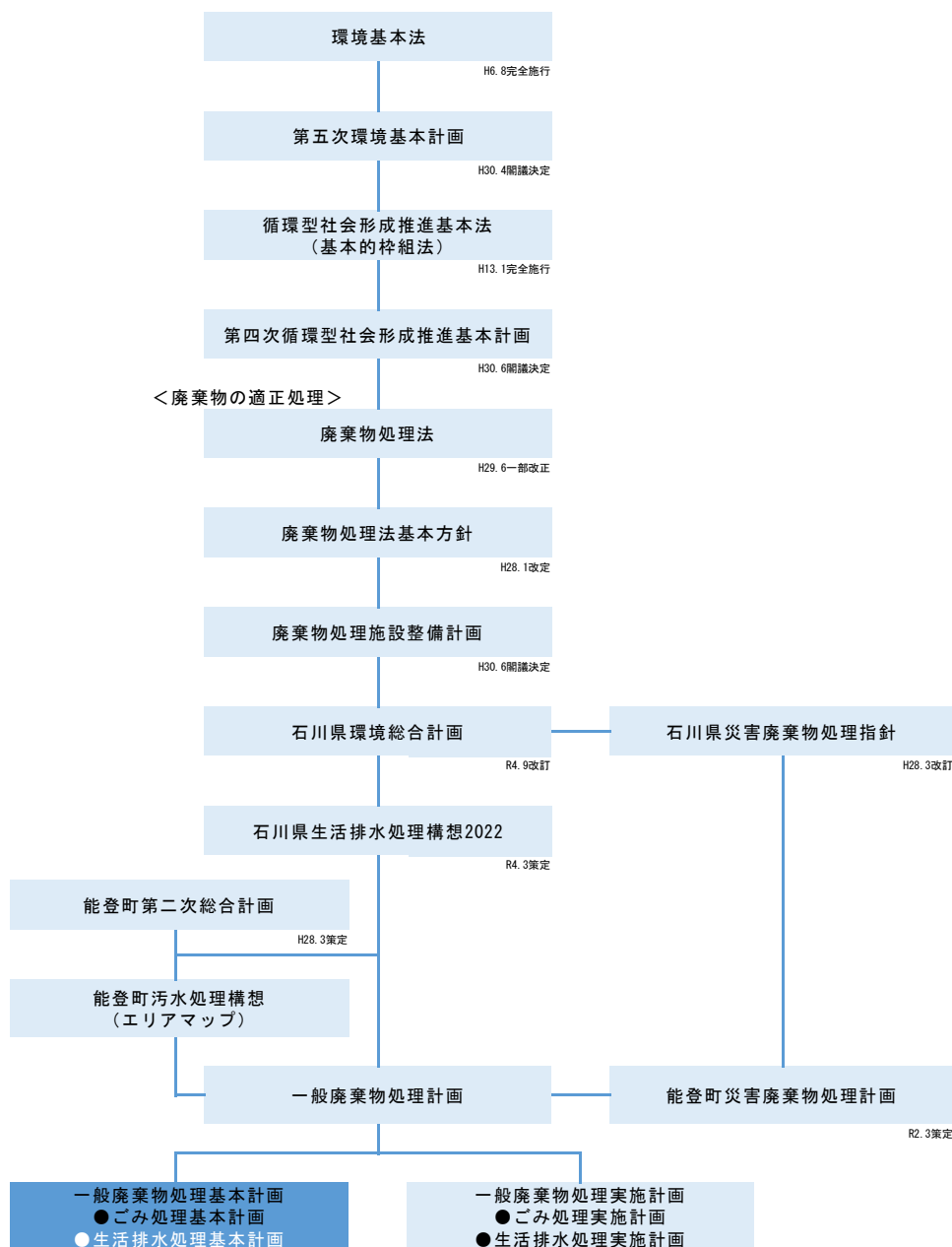


図 1. 2. 1 生活排水処理基本計画と他の計画との関係

1. 3 基本理念と基本方針

1) 基本理念

能登町の豊かな里山里海の自然は、生活・歴史・文化の源であり、住民の豊かな暮らしを支える貴重な財産です。平成23年6月には、能登地域（能登町を含む羽咋市以北の4市4町）の特徴的な自然と人々の生活・文化の調和が高く評価され、日本で初めて「能登の里山里海」が世界農業遺産として認定されました。

また、本町には、農家民宿が数多くあり、里山での農業体験などができる「春蘭の里」や、自然と共存した能登の縄文文化が学べる「縄文真脇遺跡」等の観光資源を有し、世界農業遺産の認定とあいまって、観光客等の増加も期待されるところです。

このような能登町の特性であり財産である、豊かな里山里海の自然環境を保全し、ホテルが生息する清流や、魚が群れる美しい水辺の環境を次世代へ継承していくため、適切な生活排水処理を推進することを基本理念とします。

2) 基本方針

生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

①公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水への接続の推進

下水道区域、農業集落排水区域、漁業集落排水区域内の未接続・単独処理浄化槽家庭を対象に、接続の啓発・指導を行い、早期の接続を促します。

②合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽区域内の非水洗化・単独処理浄化槽家庭を対象に、合併処理浄化槽へ転換するよう、啓発・指導を行います。

また、浄化槽市町村整備推進事業（市町村型）を継続し、合併処理浄化槽の整備を積極的に進めます。

3) 計画目標年度

本計画は、平成25年度を初年度とし、令和9年度を最終年度とする15年間の計画期間としています。また、計画策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしています。

本町では、令和5年度よりごみ処理体制の変更を行うため、ごみ処理基本計画の見直しを行います。それに合わせ、生活排水処理基本計画についても中間見直しを行うこととし、令和9年度までの今後5年間の基本施策の方向づけを行います。

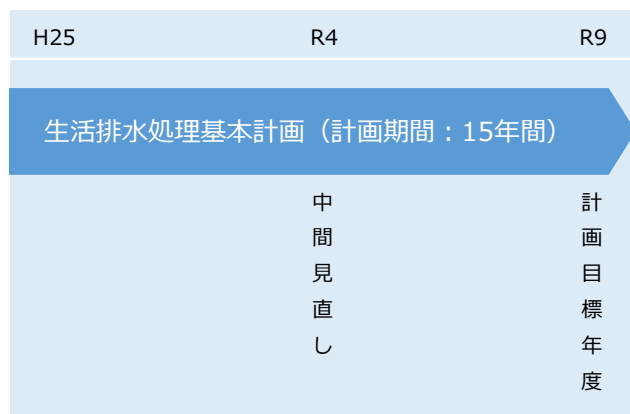


図 1.3.1 計画期間と計画目標年度

第2章 地域の概況

2. 1 地域の特性

1) 位置及び地勢

能登町は、平成17年に能都町・柳田村・内浦町が合併して誕生しました。

能登半島の北東部に位置し、北は珠洲市と輪島市、南西は穴水町に隣接しています。また、東と南は富山湾に面して海岸線が続き、その大半は能登半島国立公園に含まれています。外浦の海食崖景観に対して、内浦の柔和な沈水景観は、九十九湾や遠島山などの好風景を現しています。

北西端にはブナ林で知られる鉢伏山があり、町域の約8割が丘陵地となっています。

これらを水源として、町野川、山田川、寺田川、梶川、松波川、九里川尻川が日本海に注いでいます。

丘陵地は海岸にせまり、海岸段丘の発達が見られます。特に東側の海岸線は、屈曲に富んで天然の良港を形成し、山、川、海の豊かな自然環境に恵まれています。

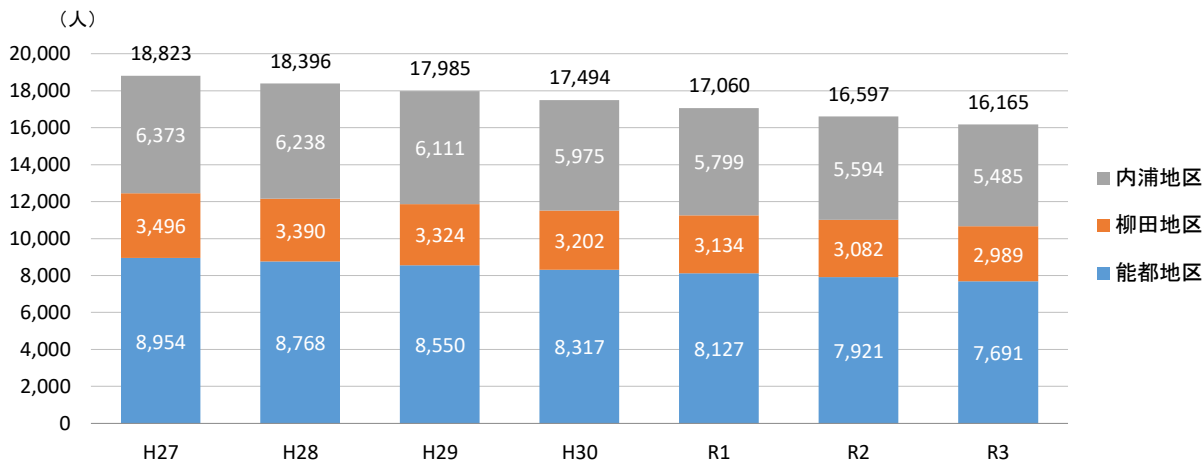


図 2.1.1 位置図

2) 人口

人口の推移は、図 2.1.2 に示すとおりです。

人口は、減少傾向にあり、令和3年では16,165人になっています。



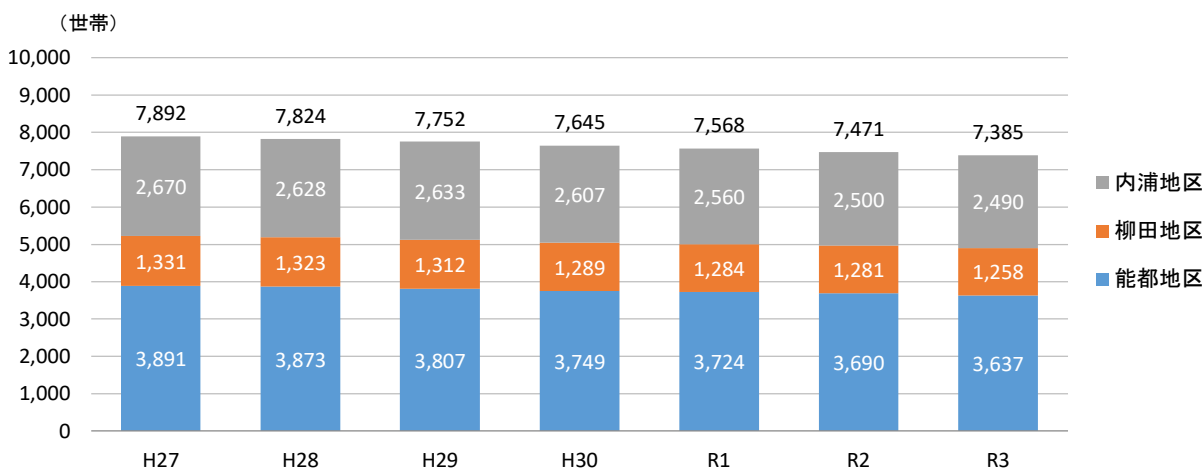
出典：住民基本台帳（各年10月1日）

図 2.1.2 人口の推移

3) 世帯数

世帯数の推移は、図 2.1.3 に示すとおりです。

世帯数は、減少傾向にあり、令和3年では7,385世帯となっています。



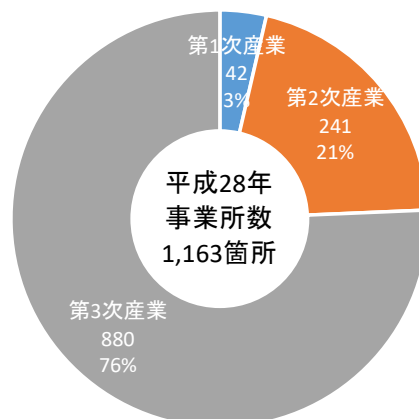
出典：住民基本台帳（各年10月1日）

図 2.1.3 世帯数の推移

4) 事業所数

本町の事業所数は、図 2.1.4 に示すとおりです。

事業所数は 1,163 箇所であり、第 3 次産業が 76% を占めています。



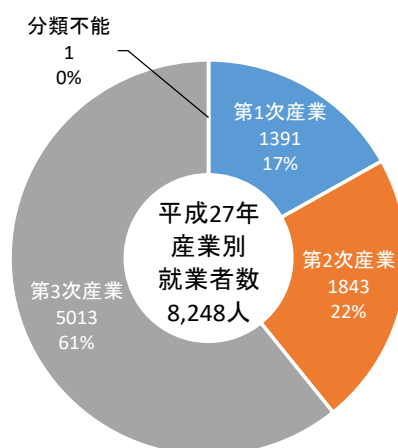
出典：能登町町勢要覧（令和2年）

図 2.1.4 事業所数

5) 産業別就業者数

産業別就業者数は、図 2.1.5 に示すとおりです。

第 3 次産業就業者数が 61% を占めています。一方、豊かな自然を背景とした町の基幹産業である第 1 次産業就業者数は、全体の 17% となっています。



出典：能登町町勢要覧（令和2年）

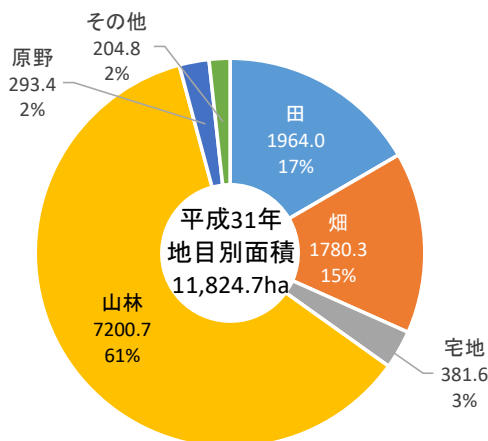
図 2.1.5 産業別就業者数

6) 土地利用

本町は、273.27 km²の面積を有しています。

本町の地目別面積は、図 2.1.6 に示すとおりです。

地目別面積は11,824.7ha であり、田畑や山林が大部分を占めています。宅地はその3%であり、豊かな自然に恵まれた居住環境を有しています。なお、市街地や集落は、海岸部や山間部の川沿いを中心に形成されています。



出典：能登町町勢要覧（令和2年）

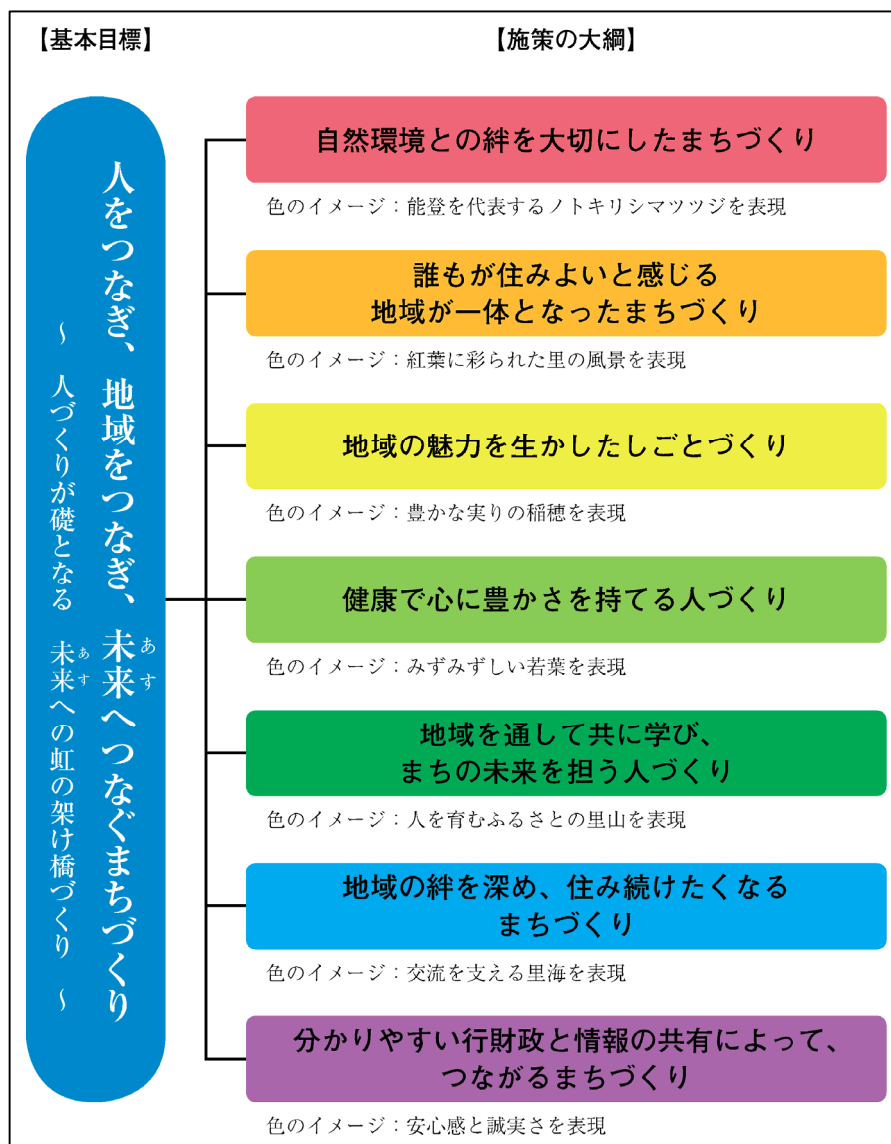
図 2.1.6 地目別面積

2. 2 まちづくりの将来像と環境分野に係る基本方針

本町では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする第二次総合計画に基づき未来を見据えたまちづくりを行っています。

本町のまちづくりの基本目標は「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来(あす)へつなぐまちづくり」と掲げており、「人」と「地域」の絆を大切にしながら地域力の向上をとおり、これから先も町民が自信と誇りを持てる力強い町づくりを目指すことを表しています。また、基本目標の実現に向けて、施策を具体的に転換するための7つの目標と施策の大綱を定めています。

その一つ「誰もが住みよいく感じる地域が一体となったまちづくり」において、「快適で衛生的なまちの創造」などを基本方針とし、「一般廃棄物処理施設の整備・運営」「下水道施設等の整備推進」などをまちづくり施策として推進しています。



出典：能登町第二次総合計画

第3章 生活排水処理の現況及び課題

3.1 生活排水処理の処理体系

1) 生活排水処理の流れ

各家庭から出る生活排水には、し尿と生活雑排水（台所、風呂などからの排水）があります。これらは、公共下水道（公共下水道、特定環境保全公共下水道）あるいは浄化槽など（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設）で処理された後、河川等に放流されます。

一方、単独処理浄化槽や非水洗化（くみ取り便所）の家庭等から発生する生活雑排水は、処理されずに河川等に排出されるため、河川や湖沼等の水質悪化の原因となっています。

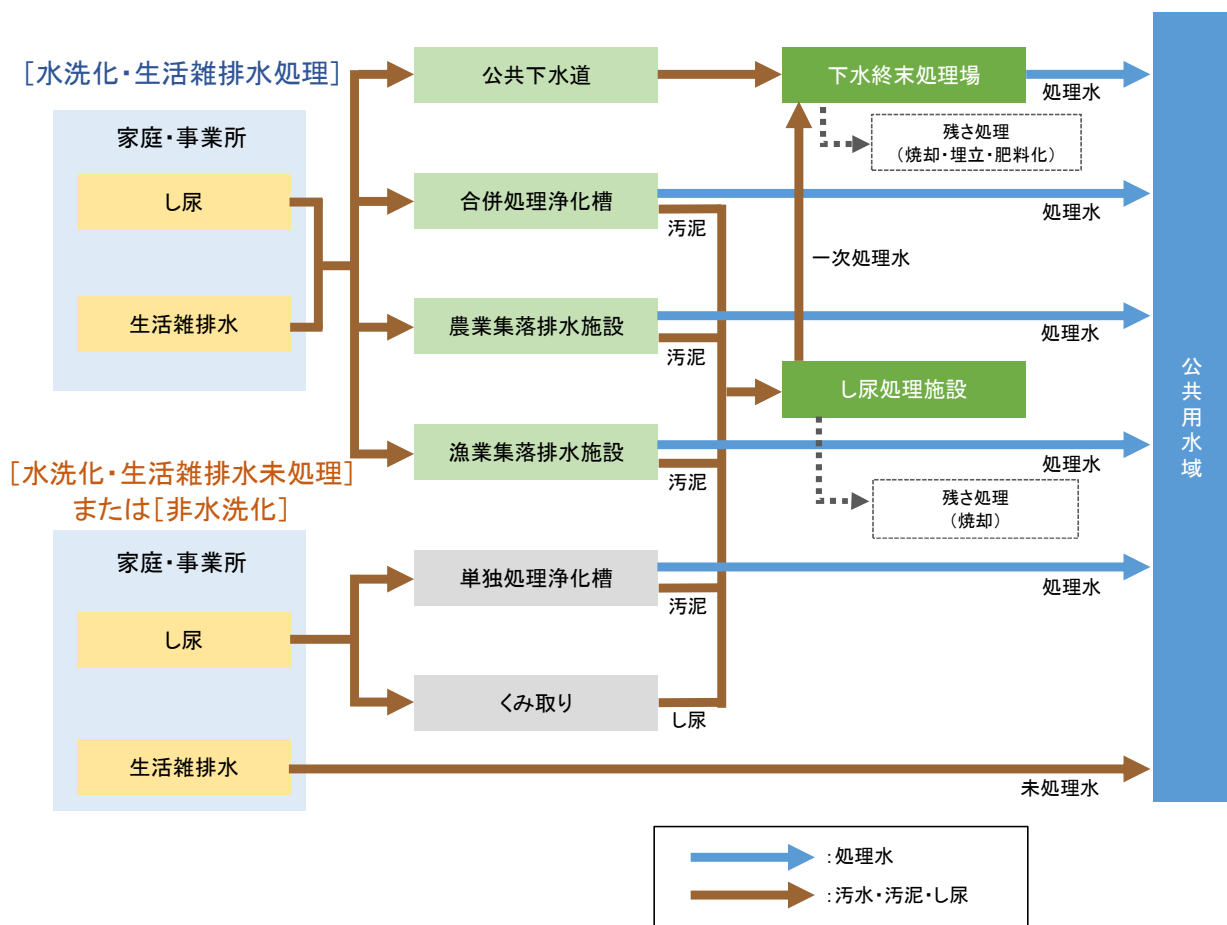
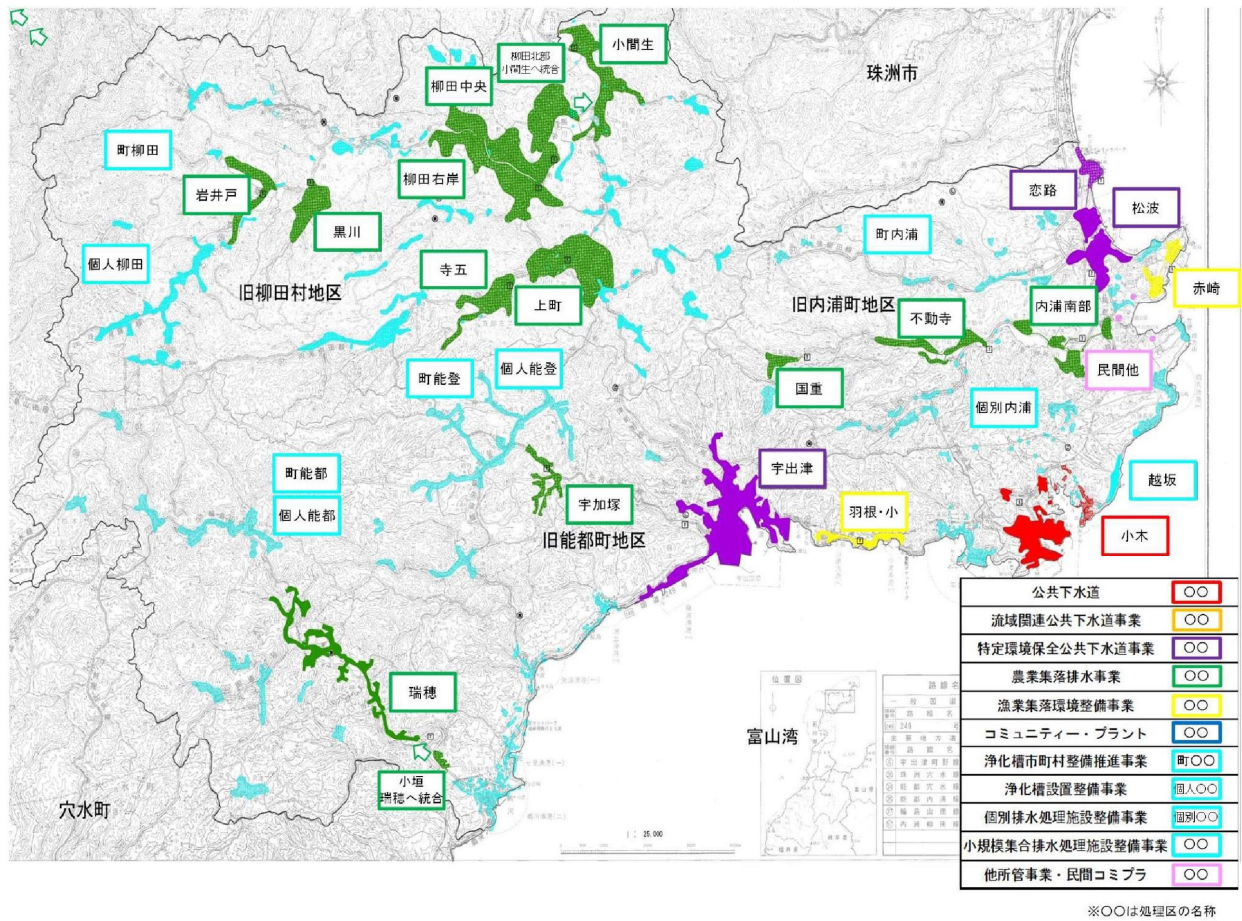


図 3.1.1 生活排水処理の流れ（令和 5 年 1 月時点）

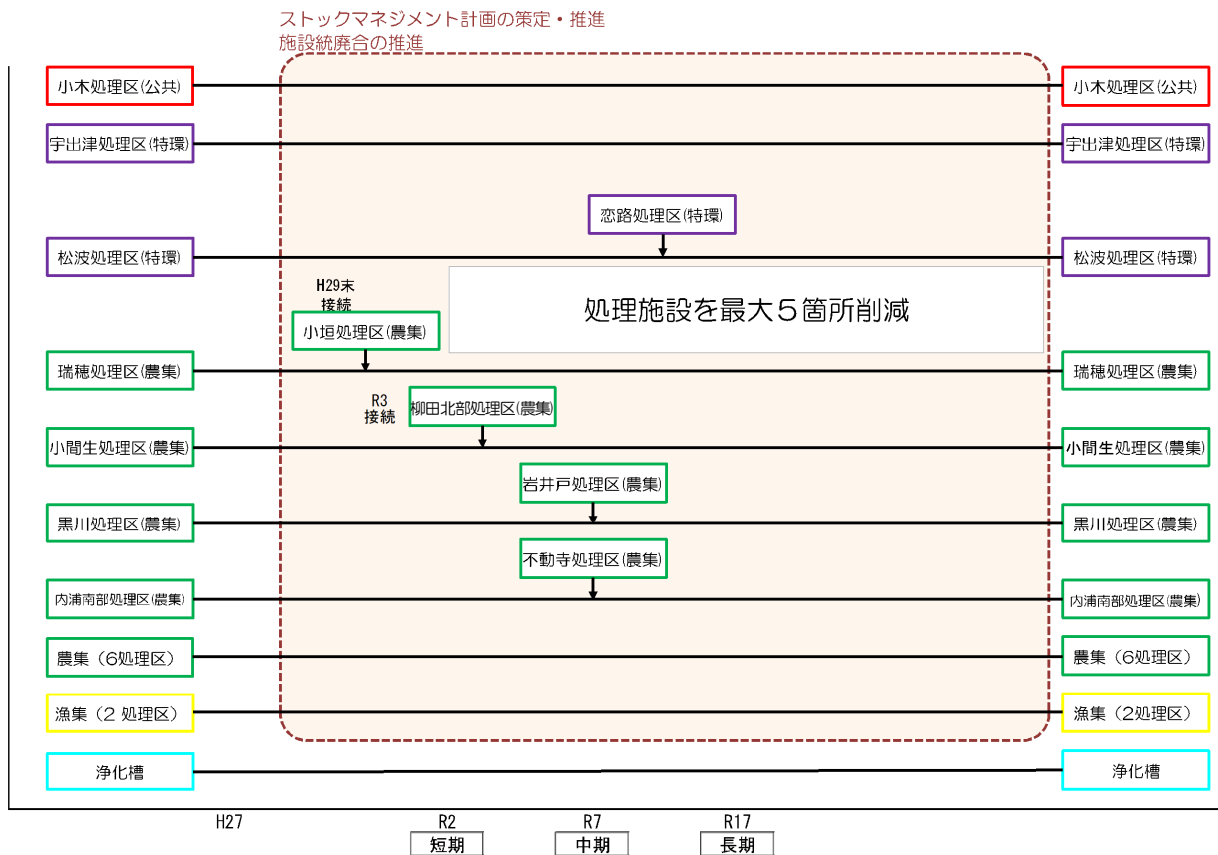
2) 生活排水処理施設整備計画

本町の生活排水処理施設は、昭和61年度から公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道3処理区、農業集落排水14処理区、漁業集落排水2処理区、その他浄化槽（合併処理浄化槽等）により整備を進めてきました。しかし、持続可能な生活排水処理の観点から、長期の経営的な視点も含め、今後は、公共下水道等の集合処理が適さない地域については浄化槽による処理を進めるとともに、ストックマネジメントの導入を進め、施設の統廃合を進めていきます。そのために本町では、「能登町汚水処理構想」をたてており、それに基づき計画的に施設整備を進めていきます。



出典：「能登町汚水処理構想（エリアマップ）」

図 3.1.2 生活排水処理施設整備計画



出典：「能登町汚水処理構想」（一部修正加筆）

図 3.1.3 生活排水処理施設計画タイムスケジュール

3. 2 生活排水処理の現状

1) 処理形態別人口

(1) 能登町全体の処理形態別人口

町全体の処理形態別人口の推移は表3. 2. 1に、生活排水処理率の推移は、図3. 2. 1に示すとおりです。

令和3年度の生活排水処理率は、65. 5%となっています。

表3. 2. 1 処理形態別人口の推移（能登町全体）

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1	18,823	18,396	17,985	17,494	17,060	16,597	16,165
水洗化・生活雑排水処理人口※2	11,087	11,017	10,857	10,885	10,704	10,567	10,588
公共下水道	4,965	4,934	4,962	5,022	4,970	4,919	5,034
農業・漁業集落排水施設	3,335	3,313	3,247	3,244	3,138	3,090	3,047
合併処理浄化槽	2,189	2,188	2,075	2,067	2,064	2,049	2,021
その他	598	582	573	552	532	509	486
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,828	2,725	2,567	2,494	2,444	2,197	2,079
非水洗化人口	4,908	4,654	4,561	4,115	3,912	3,833	3,498
生活排水処理率※3	58.9%	59.9%	60.4%	62.2%	62.7%	63.7%	65.5%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

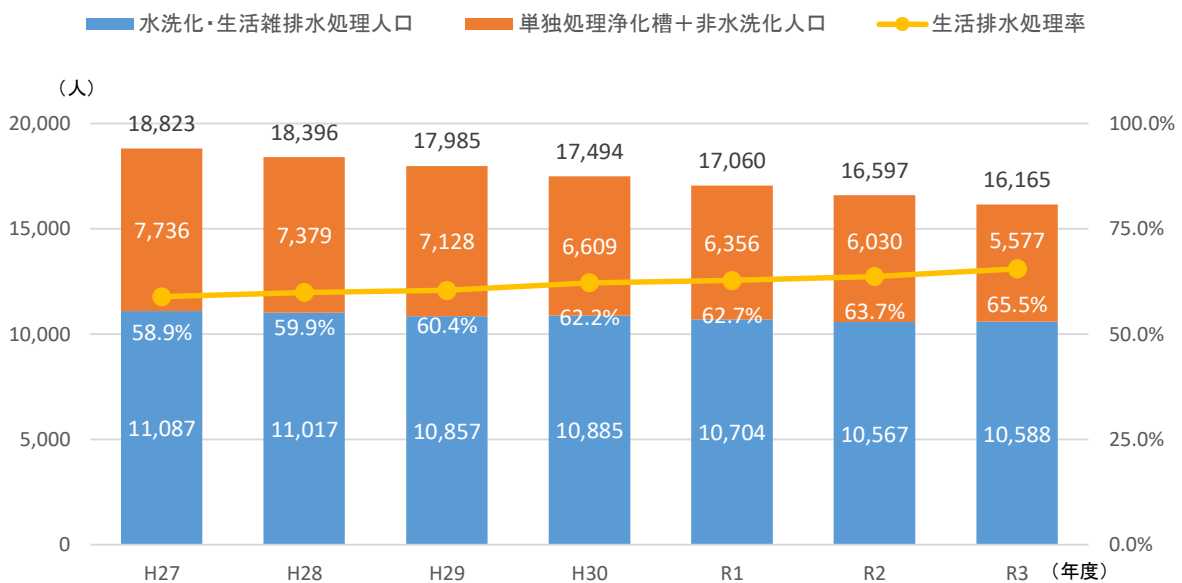


図3. 2. 1 生活排水処理率の推移（能登町全体）

(2) 能都地区の処理形態別人口

能都地区の処理形態別人口の推移は表3.2.2に、生活排水処理率の推移は、図3.2.2に示すとおりです。

令和3年度の生活排水処理率は、57.3%となっています。

表3.2.2 処理形態別人口の推移（能都地区）

		(人)						
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		8,954	8,768	8,550	8,317	8,127	7,921	7,691
水洗化・生活雑排水処理人口※2	公共下水道	4,403	4,384	4,364	4,402	4,371	4,345	4,408
	農業・漁業集落排水施設	401	412	404	403	394	390	385
	合併処理浄化槽	618	664	670	681	701	717	730
	その他	244	243	244	235	230	222	214
	単独処理浄化槽＋非水洗化人口	4,551	4,384	4,186	3,915	3,756	3,576	3,283
生活排水処理率※3		49.2%	50.0%	51.0%	52.9%	53.8%	54.9%	57.3%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

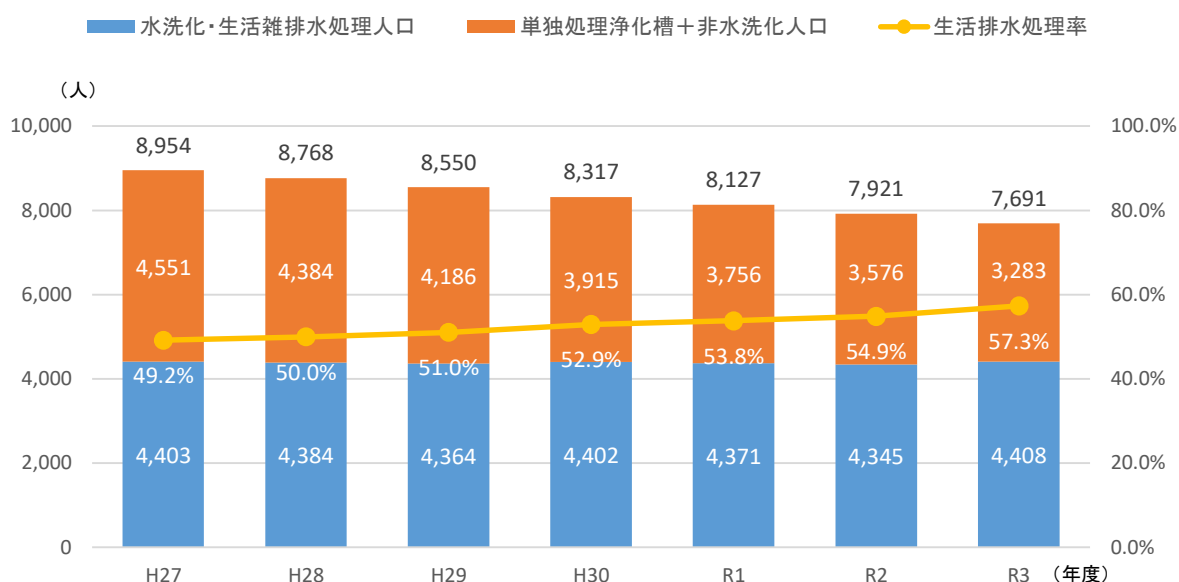


図3.2.2 生活排水処理率の推移（能都地区）

(3) 柳田地区の処理形態別人口

柳田地区の処理形態別人口の推移は表3.2.3に、生活排水処理率の推移は、図3.2.3に示すとおりです。

令和3年度の生活排水処理率は、95.4%となっています。

表3.2.3 処理形態別人口の推移（柳田地区）

		(人)						
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		3,496	3,390	3,324	3,202	3,134	3,082	2,989
水洗化・生活雑排水処理人口※2	公共下水道	0	0	0	0	0	0	0
	農業・漁業集落排水施設	2,259	2,244	2,213	2,211	2,135	2,088	2,063
	合併処理浄化槽	993	929	822	812	783	756	729
	その他	78	74	72	69	65	63	61
	単独処理浄化槽＋非水洗化人口	166	143	217	110	151	175	136
生活排水処理率※3		95.3%	95.8%	93.5%	96.6%	95.2%	94.3%	95.4%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

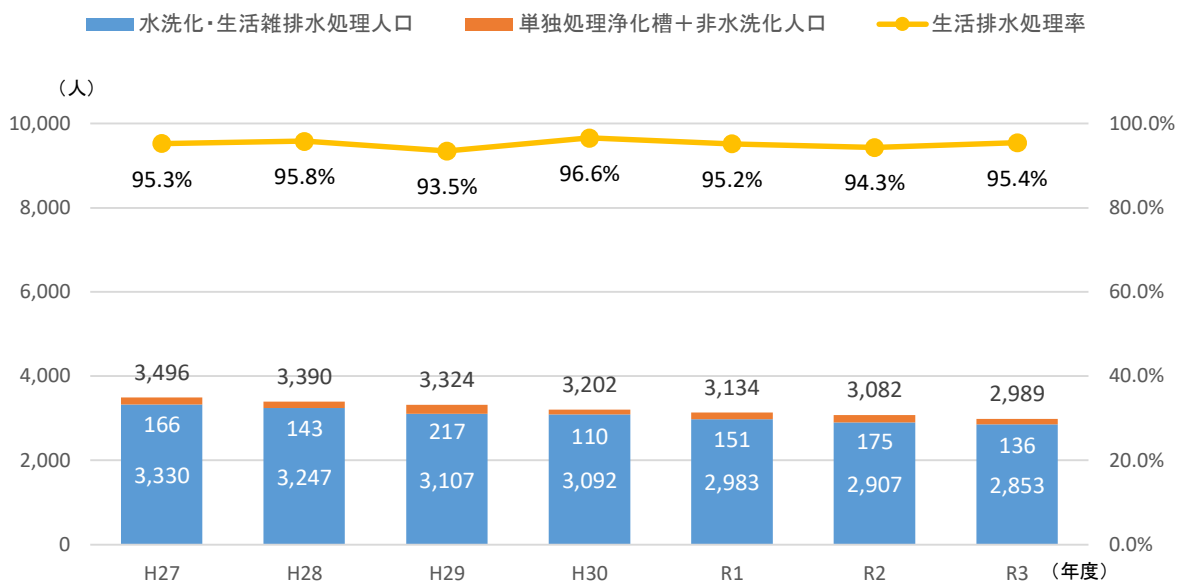


図3.2.3 生活排水処理率の推移（柳田地区）

(4) 内浦地区の処理形態別人口

内浦地区の処理形態別人口の推移は表3.2.4に、生活排水処理率の推移は、図3.2.4に示すとおりです。

令和3年度の生活排水処理率は、60.7%となっています。

表3.2.4 処理形態別人口の推移（内浦地区）

		(人)						
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		6,373	6,238	6,111	5,975	5,799	5,594	5,485
水洗化・生活雑排水処理人口※2	公共下水道	1,825	1,869	1,916	1,939	1,924	1,903	1,955
	農業・漁業集落排水施設	675	657	630	630	609	612	599
	合併処理浄化槽	578	595	583	574	580	576	562
	その他	276	265	257	248	237	224	211
	単独処理浄化槽＋非水洗化人口	3,019	2,852	2,725	2,584	2,449	2,279	2,158
生活排水処理率※3		52.6%	54.3%	55.4%	56.8%	57.8%	59.3%	60.7%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

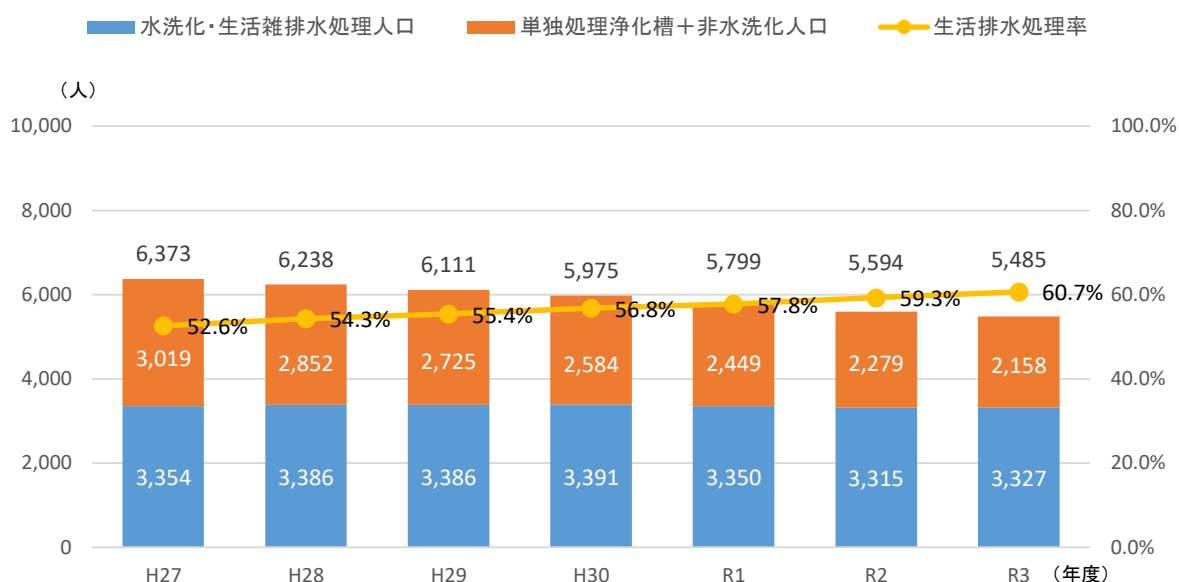


図3.2.4 生活排水処理率の推移（内浦地区）

2) 汚水処理人口（整備状況）

(1) 能登町全体の汚水処理人口

町全体の汚水処理人口の推移は表3.2.5に、汚水処理人口普及率の推移は、図3.2.5に示すとおりです。

令和3年度の汚水処理人口普及率は、80.3%となっています。

表3.2.5 汚水処理人口の推移（能登町全体）

項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		18,823	18,396	17,985	17,494	17,060	16,597	16,165
汚水処理人口※2		14,938	14,625	14,335	13,937	13,662	13,363	12,984
公共下水道		8,218	8,017	7,898	7,680	7,501	7,352	7,139
農業・漁業集落排水施設		3,933	3,838	3,789	3,638	3,565	3,453	3,338
合併処理浄化槽		2,189	2,188	2,075	2,067	2,064	2,049	2,021
その他		598	582	573	552	532	509	486
未処理人口		3,885	3,771	3,650	3,557	3,398	3,234	3,181
汚水処理人口普及率※3		79.4%	79.5%	79.7%	79.7%	80.1%	80.5%	80.3%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

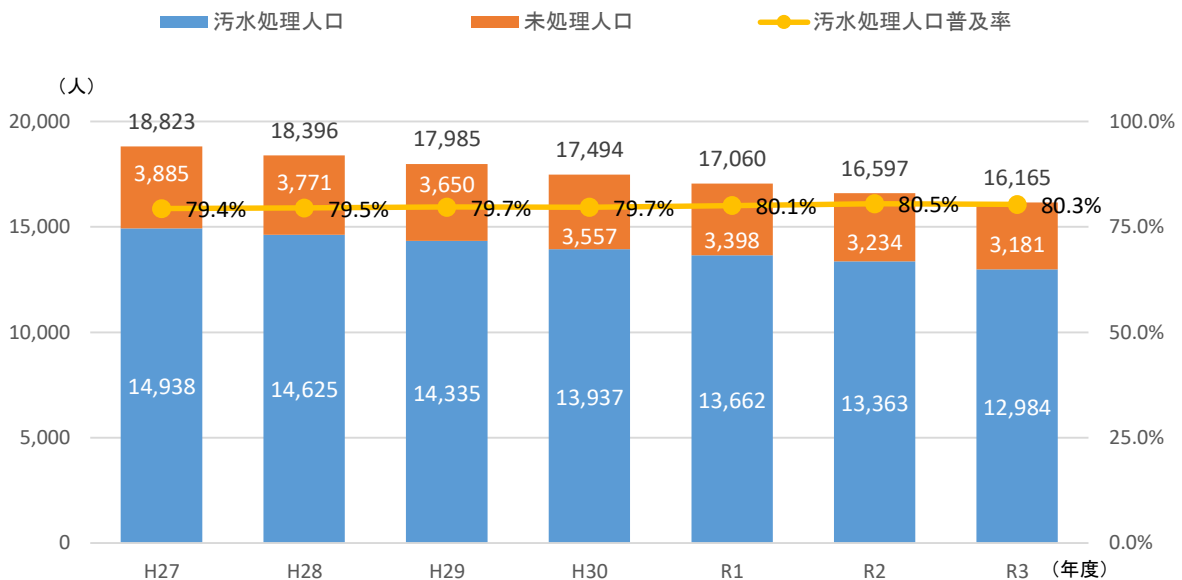


図3.2.5 汚水処理人口普及率の推移（能登町全体）

(2) 能都地区の汚水処理人口

能都地区の汚水処理人口の推移は表3.2.6に、汚水処理人口普及率の推移は、図3.2.6に示すとおりです。

令和3年度の汚水処理人口普及率は、71.3%となっています。

表3.2.6 汚水処理人口の推移（能都地区）

		(人)						
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		8,954	8,768	8,550	8,317	8,127	7,921	7,691
汚水処理人口※2	公共下水道	4,594	4,489	4,397	4,268	4,182	4,137	3,995
	農業・漁業集落排水施設	686	671	657	638	625	564	545
	合併処理浄化槽	618	664	670	681	701	717	730
	その他	244	243	244	235	230	222	214
	未処理人口	2,812	2,701	2,582	2,495	2,389	2,281	2,207
汚水処理人口普及率※3		68.6%	69.2%	69.8%	70.0%	70.6%	71.2%	71.3%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

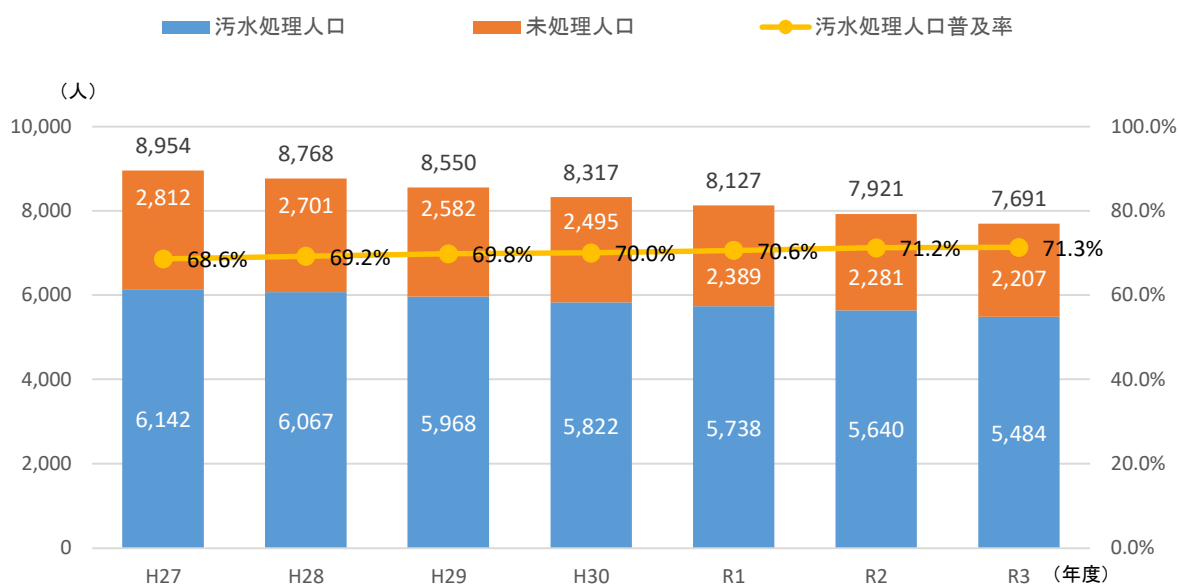


図3.2.6 汚水処理人口普及率の推移（能都地区）

(3) 柳田地区の汚水処理人口

柳田地区の汚水処理人口の推移は表3.2.7に、汚水処理人口普及率の推移は、図3.2.7に示すとおりです。

令和3年度の汚水処理人口普及率は、96.8%となっています。

表3.2.7 汚水処理人口の推移（柳田地区）

		(人)						
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		3,496	3,390	3,324	3,202	3,134	3,082	2,989
汚水処理人口※2	公共下水道	0	0	0	0	0	0	0
	農業・漁業集落排水施設	2,397	2,340	2,364	2,251	2,211	2,183	2,103
	合併処理浄化槽	993	929	822	812	783	756	729
	その他	78	74	72	69	65	63	61
	未処理人口	28	47	66	70	75	80	96
汚水処理人口普及率※3		99.2%	98.6%	98.0%	97.8%	97.6%	97.4%	96.8%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

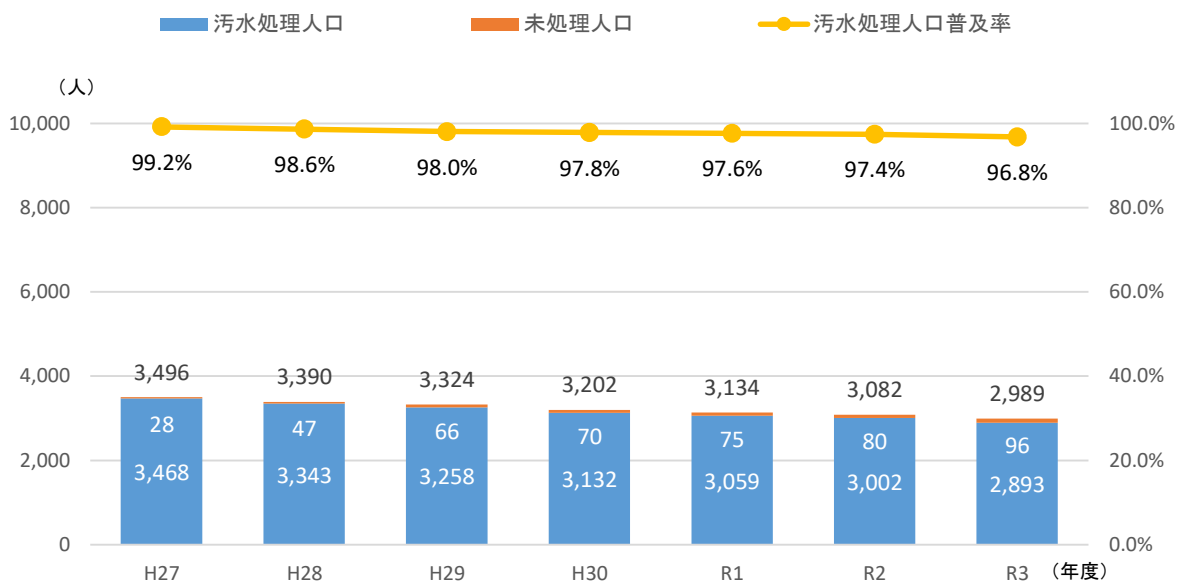


図3.2.7 汚水処理人口普及率の推移（柳田地区）

(4) 内浦地区の汚水処理人口

内浦地区の汚水処理人口の推移は表3.2.8に、汚水処理人口普及率の推移は、図3.2.8に示すとおりです。

令和3年度の汚水処理人口普及率は、84.0%となっています。

表3.2.8 汚水処理人口の推移（内浦地区）

		(人)						
項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		6,373	6,238	6,111	5,975	5,799	5,594	5,485
汚水処理人口※2	公共下水道	3,624	3,528	3,501	3,412	3,319	3,215	3,144
	農業・漁業集落排水施設	850	827	768	749	729	706	690
	合併処理浄化槽	578	595	583	574	580	576	562
	その他	276	265	257	248	237	224	211
	未処理人口	1,045	1,023	1,002	992	934	873	878
汚水処理人口普及率※3		83.6%	83.6%	83.6%	83.4%	83.9%	84.4%	84.0%

※1 各年度の10月1日における住民基本台帳人口

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

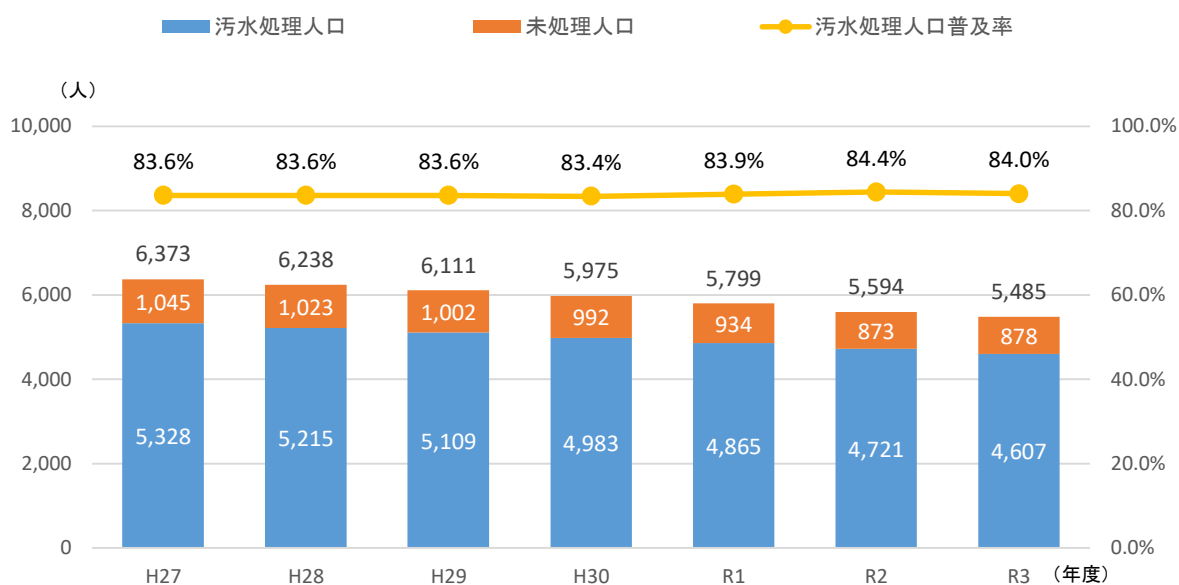


図3.2.8 汚水処理人口普及率の推移（内浦地区）

3. 3 生活排水処理の評価と課題

1) 生活排水処理の評価

本計画では、計画目標年度の前年の令和8年度までに生活排水処理率を100%とすることを目標に設定しています。この目標値と令和3年度の実績値を比較した中間評価は、表3.3.1に示すとおりです。

目標達成には、生活排水処理率を34.5ポイント上げる必要があります、目標値との乖離が生じています。

表3.3.1 生活排水処理率の目標値と中間評価

	目標値 令和8年度	実績値 令和3年度	中間評価
生活排水処理率	100.0	65.5	未達成 (目標値-34.5ポイント)

2) 生活排水処理の課題

生活排水処理の目標値と実績に乖離が生じているため、目標値を見直すとともに、生活排水処理率を向上させるための取組を推進していく必要があります。

また、令和3年度の生活排水処理率（公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等へ接続している人口の割合）が65.5%に対し、汚水処理人口普及率（公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備が完了している人口の割合）は80.3%となっています。本町では、下水道及び農業・漁業集落排水施設については、統合のための整備を除き、令和3年度に処理区域内の整備が完了しています。そのため、人口の約20%（ $\approx 100\% - 80.3\%$ ）は、合併処理浄化槽の整備を進めていく必要があります。また、人口の約15%（ $\approx 80.3\% - 65.5\%$ ）は、下水道及び農業・漁業集落排水施設への接続を促進していく必要があります。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の目標

1) 数値目標

生活排水処理を実現するための施設整備の目標として、「能登町污水処理構想（アクションプラン）」の整備スケジュールでは、令和9年度の污水処理人口普及率を81.7%とすることを目標としています。

生活排水処理率は、これまでの実績と施設整備目標を踏まえ、令和9年度に71.5%とすることを目標とします。

表4.1.1 目標値

	実績値 令和3年度	目標値 令和9年度
生活排水処理率	65.5%	71.5%
污水処理人口普及率	80.3%	81.7%

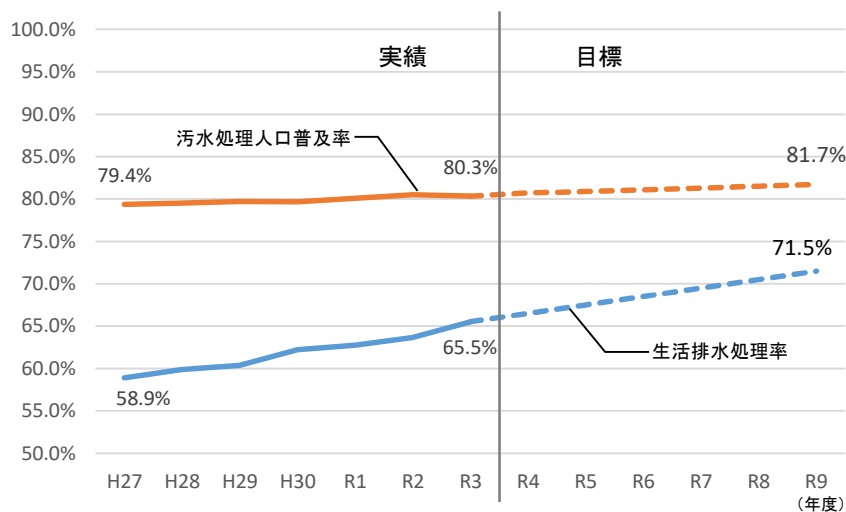


図4.1.1 目標値

計画区分	事業	事業内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
施設整備	下水道	整備期間	完了									
		普及率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	農集排	整備期間	完了									
		普及率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	浄化槽	整備期間										
		普及率 (%)	50.4%	51.4%	52.4%	53.4%	54.4%	55.4%	56.4%	57.3%	58.3%	59.3%
污水処理人口普及率 (%)			80.5%	80.7%	80.9%	81.1%	81.3%	81.5%	81.7%	81.9%	82.1%	82.3%
実行メニュー	エリアマップの見直し		○					○				
	ストックマネジメント計画の策定						○					○

出典：「能登町污水処理構想（アクションプラン）」

図4.1.2 整備スケジュール（参考）

2) 目標人口

(1) 計画処理区域内人口（総人口）

数値目標の内訳として、目標人口を示します。

計画処理区域内人口（総人口）の目標値は、「能登町創生人口ビジョン」で設定された目標人口を補正して用います。

また、地区別の目標人口は、令和3年度の比率が将来的に維持されるものと仮定して算出します。

【計画処理区域内目標人口の設定方法】

本計画目標人口＝人口ビジョンによる将来人口目標＋補正值※

※補正值＝令和2年度住民基本台帳人口－国勢調査統計人口＝904人

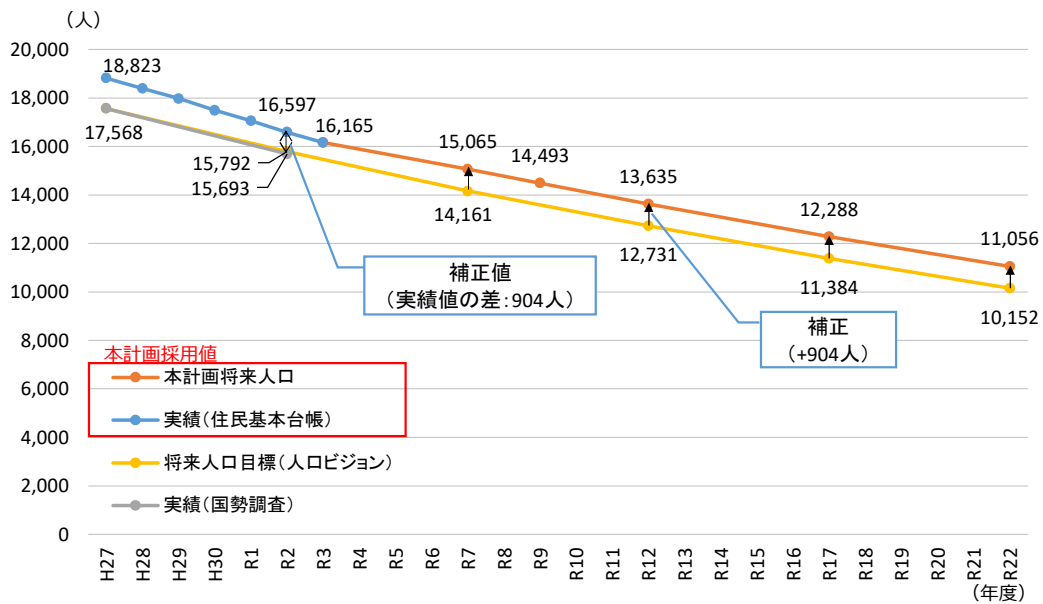


図 4.1.3 計画処理区域内人口（総人口）の目標値

【地区別の計画処理区域内目標人口の設定方法】

地区別目標人口＝本計画目標人口×令和3年度地区別比率※

※令和3年度地区別比率：能登地区 47.6%、柳田地区 18.5%、内浦地区 33.9%

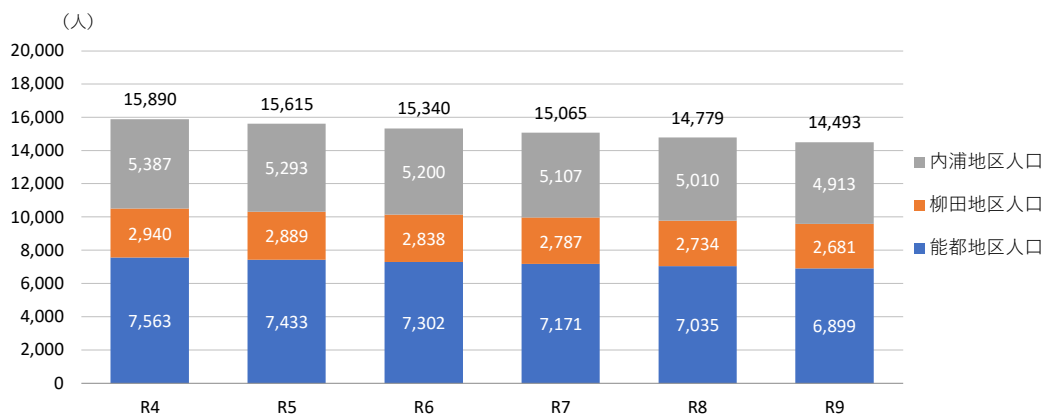


図 4.1.4 地区別将来人口

(2) 処理形態別人口（生活排水処理率の内訳）

数値処理形態別人口の目標は、生活排水処理率の目標値と計画処理区域内人口の目標値、並びに実績の人口比率を基に算出します。

①能登町全体の処理形態別人口

町全体の処理形態別人口の目標は表4.1.2に、生活排水処理率の目標は、図4.1.5に示すとおりです。

表4.1.2 処理形態別人口の目標（能登町全体）

項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1	15,890	15,615	15,340	15,065	14,779	14,493
水洗化・生活雑排水処理人口※2	10,567	10,540	10,508	10,470	10,419	10,362
公共下水道	5,034	5,047	5,056	5,060	5,066	5,062
農業・漁業集落排水施設	3,009	2,980	2,954	2,926	2,887	2,853
合併処理浄化槽	2,046	2,044	2,037	2,031	2,022	2,011
その他	478	469	461	453	444	436
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	1,984	1,892	1,801	1,713	1,625	1,540
非水洗化人口	3,339	3,183	3,031	2,882	2,735	2,591
生活排水処理率※3	66.5%	67.5%	68.5%	69.5%	70.5%	71.5%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

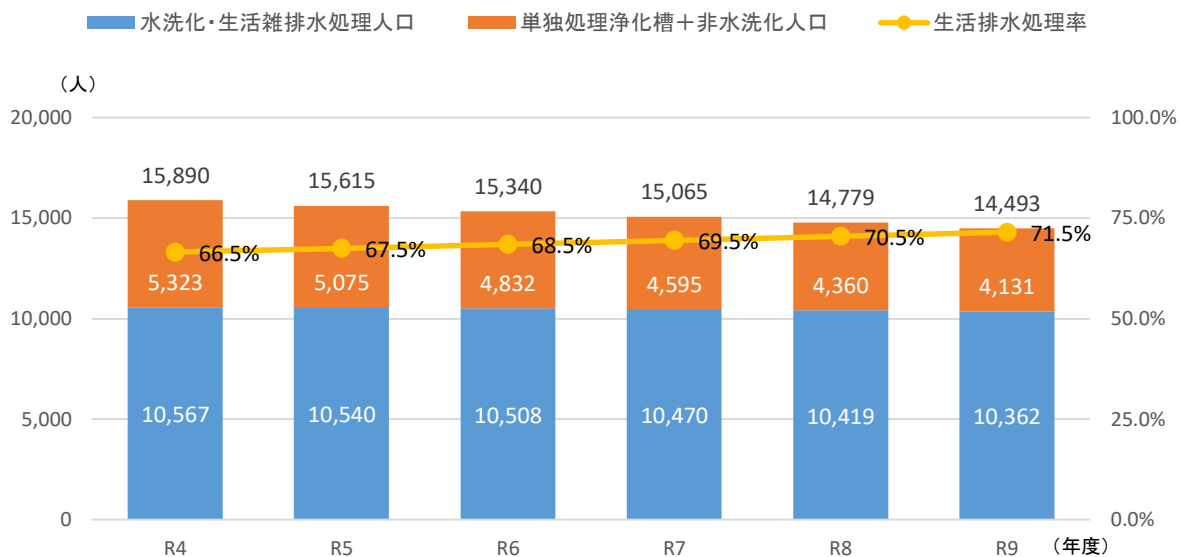


図4.1.5 生活排水処理率の目標（能登町全体）

②能都地区の処理形態別人口

能都地区の処理形態別人口の目標は表4.1.3に、生活排水処理率の目標は、図4.1.6に示すとおりです。

令和9年度の生活排水処理率64.0%を目標とします。

表4.1.3 処理形態別人口の目標（能都地区）

項目	(人)					
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1	7,563	7,433	7,302	7,171	7,035	6,899
水洗化・生活雑排水処理人口※2	4,417	4,423	4,425	4,425	4,425	4,415
公共下水道	3,081	3,089	3,093	3,098	3,103	3,099
農業・漁業集落排水施設	385	386	387	387	388	388
合併処理浄化槽	741	741	742	740	738	736
その他	210	207	203	200	196	192
単独処理浄化槽＋非水洗化人口	3,146	3,010	2,877	2,746	2,610	2,484
生活排水処理率※3	58.4%	59.5%	60.6%	61.7%	62.9%	64.0%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

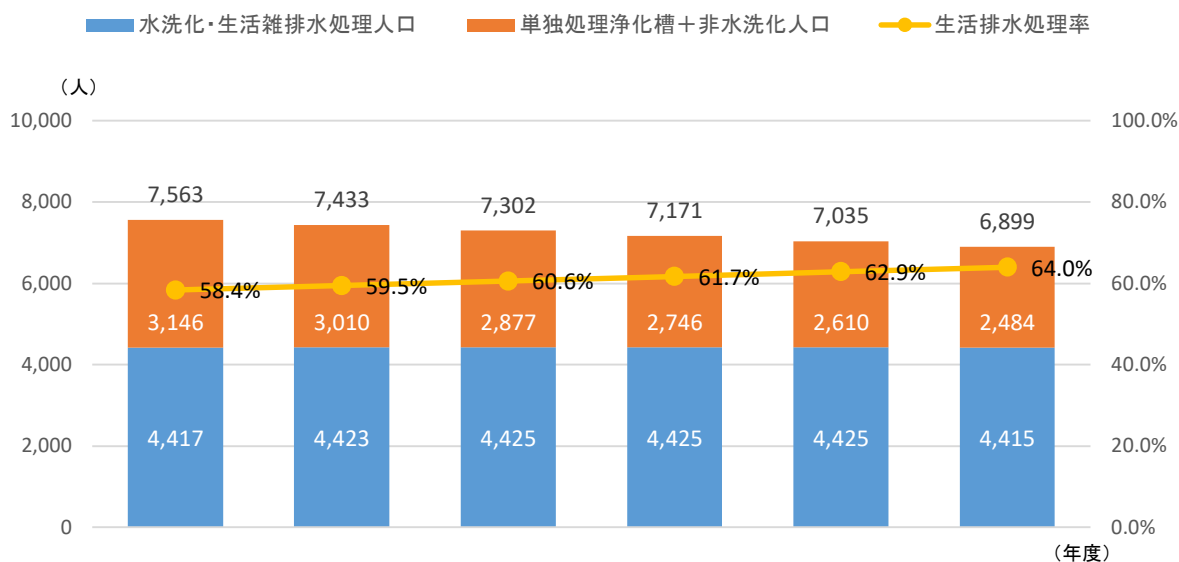


図4.1.6 生活排水処理率の目標（能都地区）

③柳田地区の処理形態別人口

柳田地区の処理形態別人口の目標は表4.1.4に、生活排水処理率の目標は、図4.1.7に示すとおりです。

令和9年度の生活排水処理率97.6%を目標とします。

表4.1.4 処理形態別人口の目標（柳田地区）

(人)

項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1	2,940	2,889	2,838	2,787	2,734	2,681
水洗化・生活雑排水処理人口※2	2,817	2,776	2,740	2,699	2,660	2,617
公共下水道	0	0	0	0	0	0
農業・漁業集落排水施設	2,029	1,994	1,965	1,931	1,900	1,865
合併処理浄化槽	728	723	717	711	704	697
その他	60	59	58	57	56	55
単独処理浄化槽＋非水洗化人口	123	113	98	88	74	64
生活排水処理率※3	95.8%	96.1%	96.5%	96.8%	97.3%	97.6%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

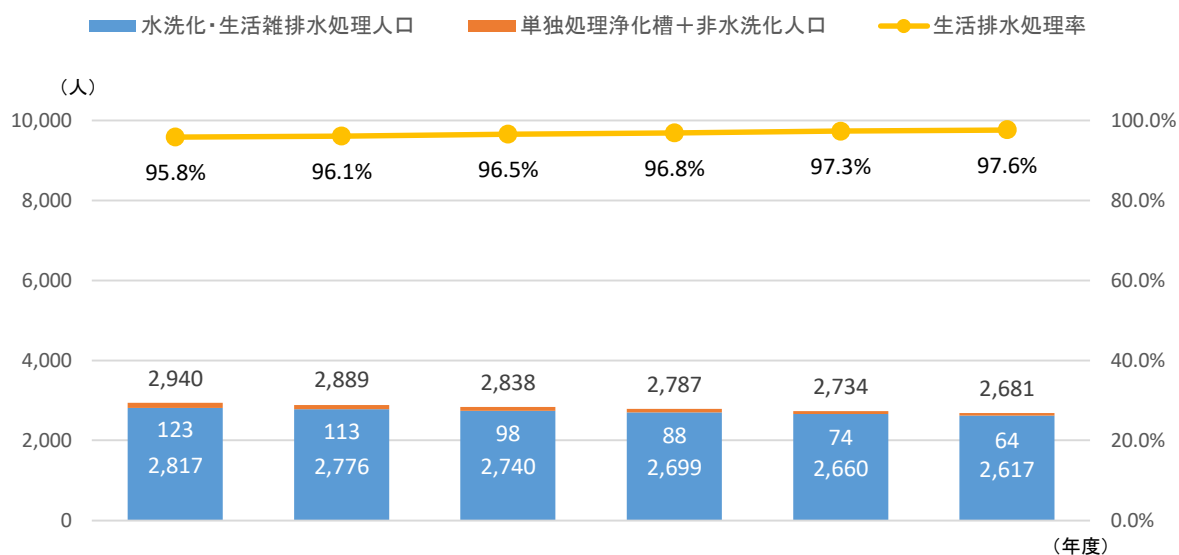


図4.1.7 生活排水処理率の目標（柳田地区）

④内浦地区の処理形態別人口

内浦地区の処理形態別人口の目標は表 4.1.5 に、生活排水処理率の目標は、図 4.1.8 に示すとおりです。

令和9年度の生活排水処理率 67.8%を目標とします。

表4.1.5 処理形態別人口の目標（内浦地区）

		(人)					
項 目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		5,387	5,293	5,200	5,107	5,010	4,913
水洗化・生活雑排水処理人口※2		3,335	3,340	3,344	3,340	3,337	3,331
公共下水道		1,953	1,958	1,963	1,962	1,963	1,963
農業・漁業集落排水施設		598	600	602	601	602	601
合併処理浄化槽		577	578	579	581	579	578
その他		207	204	200	196	193	189
単独処理浄化槽＋非水洗化人口		2,052	1,953	1,856	1,767	1,673	1,582
生活排水処理率※3		61.9%	63.1%	64.3%	65.4%	66.6%	67.8%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設への接続人口の合計

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

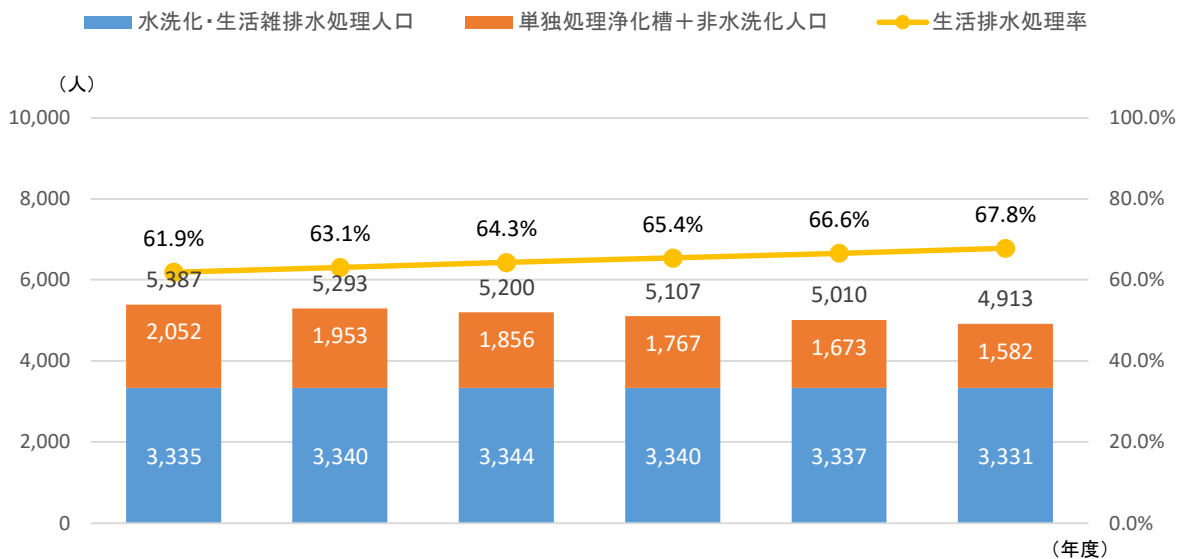


図 4.1.8 生活排水処理率の目標（内浦地区）

(3) 汚水処理人口（汚水処理人口普及率の内訳）

汚水処理人口の目標は、汚水処理人口普及率の目標値と計画処理区域内人口の目標値、並びに実績の人口比率を基に算出します。

①能登町全体の汚水処理人口

町全体の汚水処理人口の目標は表4.1.6に、汚水処理人口普及率の目標は、図4.1.9に示すとおりです。

表4.1.6 汚水処理人口の目標（能登町全体）

(人)

項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1	15,890	15,615	15,340	15,065	14,779	14,493
汚水処理人口※2	12,823	12,633	12,441	12,248	12,045	11,841
公共下水道	7,018	6,896	6,775	6,653	6,527	6,401
農業・漁業集落排水施設	3,281	3,224	3,168	3,111	3,052	2,993
合併処理浄化槽	2,046	2,044	2,037	2,031	2,022	2,011
その他	478	469	461	453	444	436
未処理人口	3,067	2,982	2,899	2,817	2,734	2,652
汚水処理人口普及率※3	80.7%	80.9%	81.1%	81.3%	81.5%	81.7%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

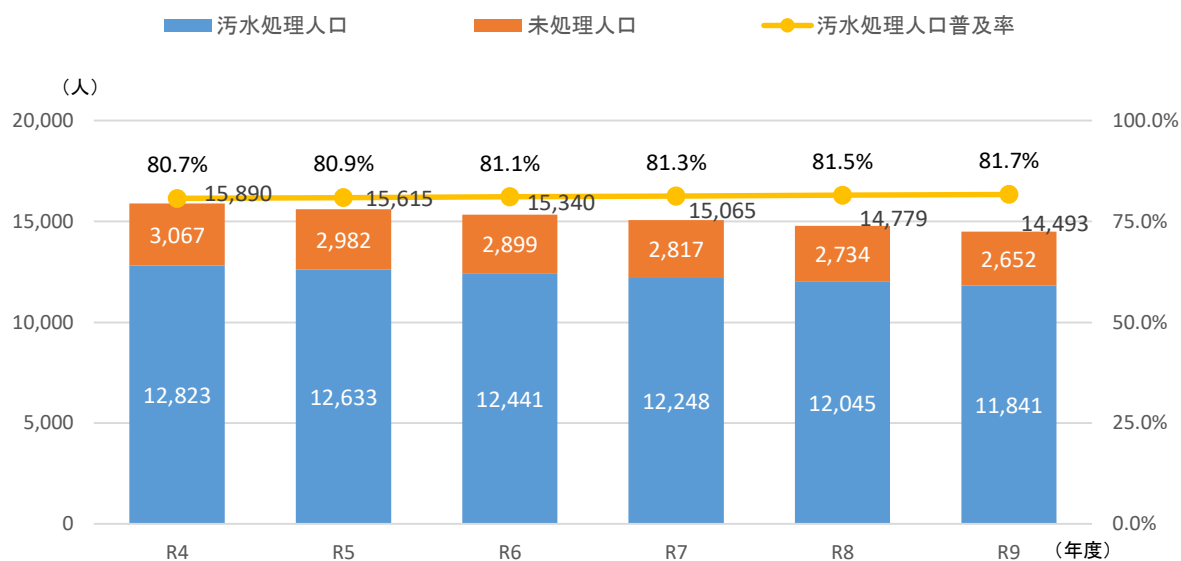


図 4.1.9 汚水処理人口普及率の目標（能登町全体）

②能都地区の汚水処理人口

能都地区の汚水処理人口の目標は表4.1.7に、汚水処理人口普及率の目標は、図4.1.10に示すとおりです。

令和9年度の汚水処理人口普及率72.5%を目標とします。

表4.1.7 汚水処理人口の目標（能都地区）

		(人)					
項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		7,563	7,433	7,302	7,171	7,035	6,899
汚水処理人口※2	公共下水道	5,416	5,336	5,255	5,173	5,087	5,001
	農業・漁業集落排水施設	3,929	3,861	3,793	3,725	3,654	3,584
	合併処理浄化槽	536	527	517	508	499	489
	その他	741	741	742	740	738	736
	その他	210	207	203	200	196	192
未処理人口		2,147	2,097	2,047	1,998	1,948	1,898
汚水処理人口普及率※3		71.6%	71.8%	72.0%	72.1%	72.3%	72.5%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

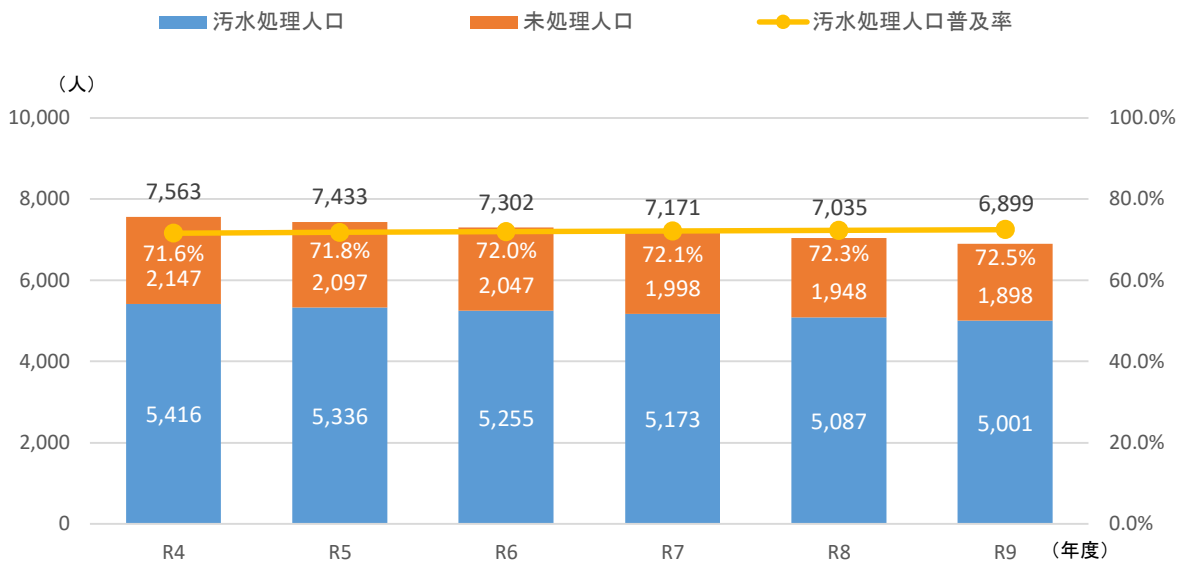


図4.1.10 汚水処理人口普及率の目標（能都地区）

③柳田地区の汚水処理人口

柳田地区の汚水処理人口の目標は表4.1.8に、汚水処理人口普及率の目標は、図4.1.11に示すとおりです。

令和9年度の汚水処理人口普及率98.4%を目標とします。

表4.1.8 汚水処理人口の目標（柳田地区）

		(人)					
項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		2,940	2,889	2,838	2,787	2,734	2,681
汚水処理人口※2	公共下水道	0	0	0	0	0	0
	農業・漁業集落排水施設	2,069	2,033	1,997	1,961	1,924	1,886
	合併処理浄化槽	728	723	717	711	704	697
	その他	60	59	58	57	56	55
	未処理人口	83	74	66	58	50	43
汚水処理人口普及率※3		97.2%	97.4%	97.7%	97.9%	98.2%	98.4%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

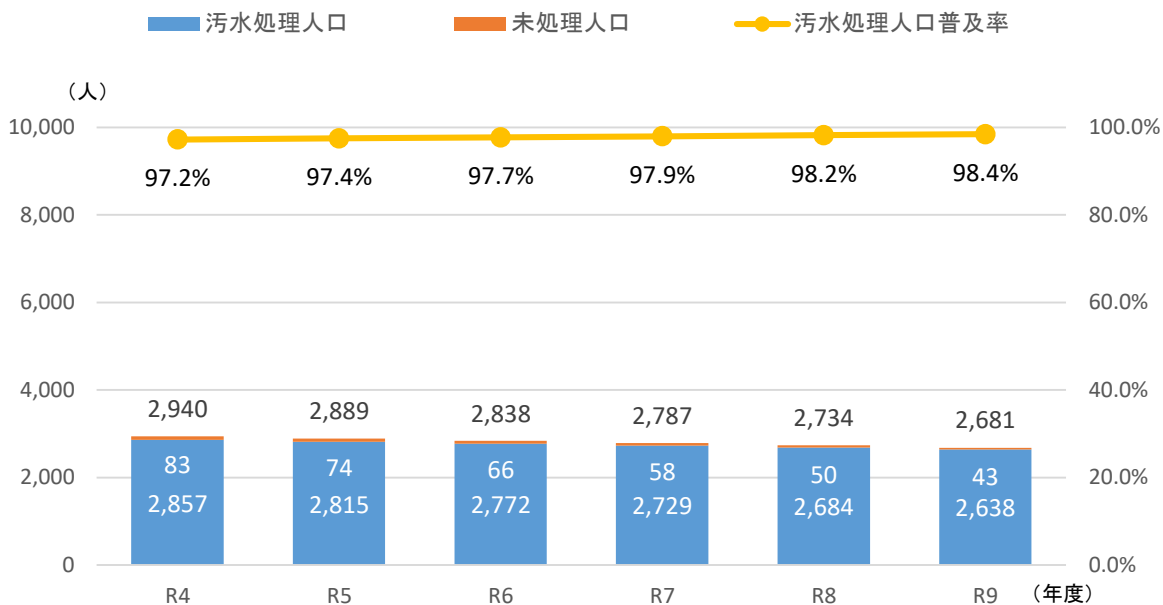


図4.1.11 汚水処理人口普及率の目標（柳田地区）

④内浦地区の汚水処理人口

内浦地区の汚水処理人口の目標は表 4.1.9 に、汚水処理人口普及率の目標は、図 4.1.12 に示すとおりです。

令和9年度の汚水処理人口普及率 85.5%を目標とします。

表4.1.9 汚水処理人口の目標（内浦地区）

		(人)					
項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口（＝計画処理区域内人口）※1		5,387	5,293	5,200	5,107	5,010	4,913
汚水処理人口※2	公共下水道	4,550	4,482	4,414	4,346	4,274	4,201
	農業・漁業集落排水施設	3,088	3,034	2,981	2,927	2,872	2,816
	合併処理浄化槽	678	666	654	642	630	618
	その他	577	578	579	581	579	578
	未処理人口	207	204	200	196	193	189
未処理人口		837	811	786	761	736	712
汚水処理人口普及率※3		84.5%	84.7%	84.9%	85.1%	85.3%	85.5%

※1 計画処理区域内人口の目標値

※2 汚水処理人口＝公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、その他の施設の整備人口の合計

※3 汚水処理人口普及率＝汚水処理人口/計画処理区域内人口

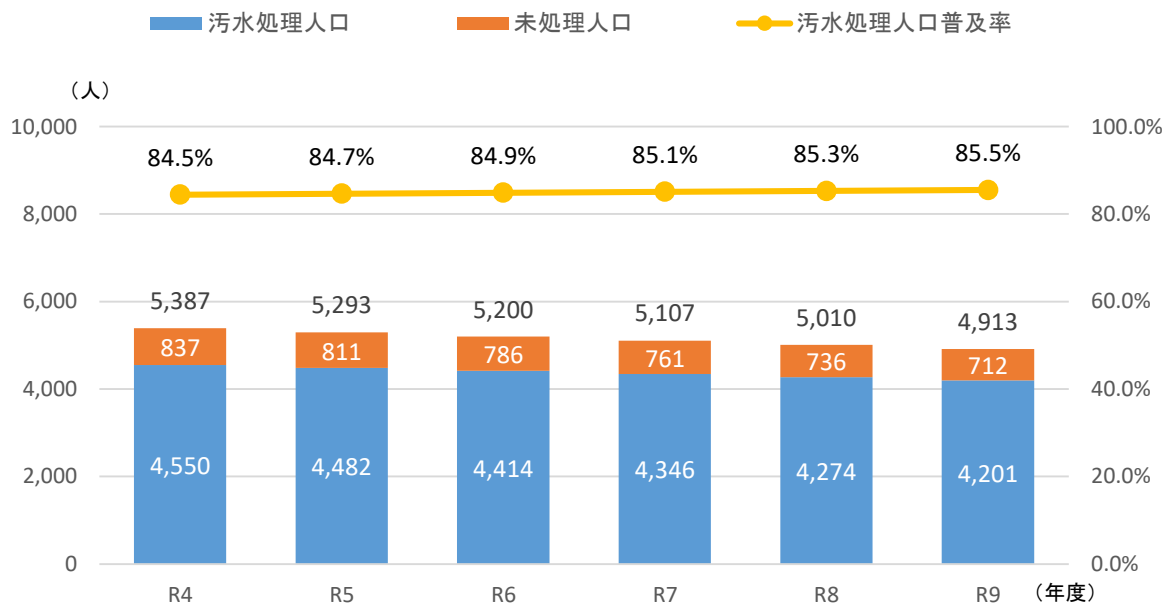


図 4.1.12 汚水処理人口普及率の目標（内浦地区）

4.2 生活排水処理向上のための施策

1) 生活排水処理向上の施策

公共下水道や農業・漁業集落排水施設の処理区域では、接続に関する普及啓発を行うとともに、接続工事に対する経済的支援を行い、早期の接続を促します。

2) 汚水処理人口普及率向上の施策

地形的に公共下水道等の集合処理が適さない地域については、浄化槽による整備を進めます。環境省の交付金事業（浄化槽市町村整備推進事業）を継続し、積極的に浄化槽の整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

表 4.2.1 生活排水処理の施策

	生活排水処理の施策
能登町全体	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道や集落排水施設への接続に関する普及啓発 接続工事の経済的支援 合併処理浄化槽の積極的整備 環境省交付金事業の継続
能都地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への接続推進 (接続人口：40%⇒45%) 集落排水施設への接続推進 (接続人口：5%⇒6%) 合併処理浄化槽の整備推進 (浄化槽人口：12%⇒13%)
柳田地区	<ul style="list-style-type: none"> 集落排水施設への接続推進 (接続人口：69%⇒69%) 合併処理浄化槽の整備推進 (浄化槽人口：26%⇒28%)
内浦地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への接続推進 (接続人口：36%⇒40%) 集落排水施設への接続推進 (接続人口：11%⇒12%) 合併処理浄化槽の整備推進 (浄化槽人口：14%⇒16%)

第5章 し尿及び浄化槽汚泥処理

5.1 処理体制

1) 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者（1社）が行っています。

非水洗化（くみ取り便所）家庭等から発生するし尿、単独処理浄化槽や合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設から発生する浄化槽汚泥をし尿処理施設まで収集運搬しています。

表5.1.1 し尿収集運搬体制の概要

収集体制	許可業者（1社）
収集区域	能登町全域
収集回数	随時
収集形態	各戸
収集車両	4台 13kL

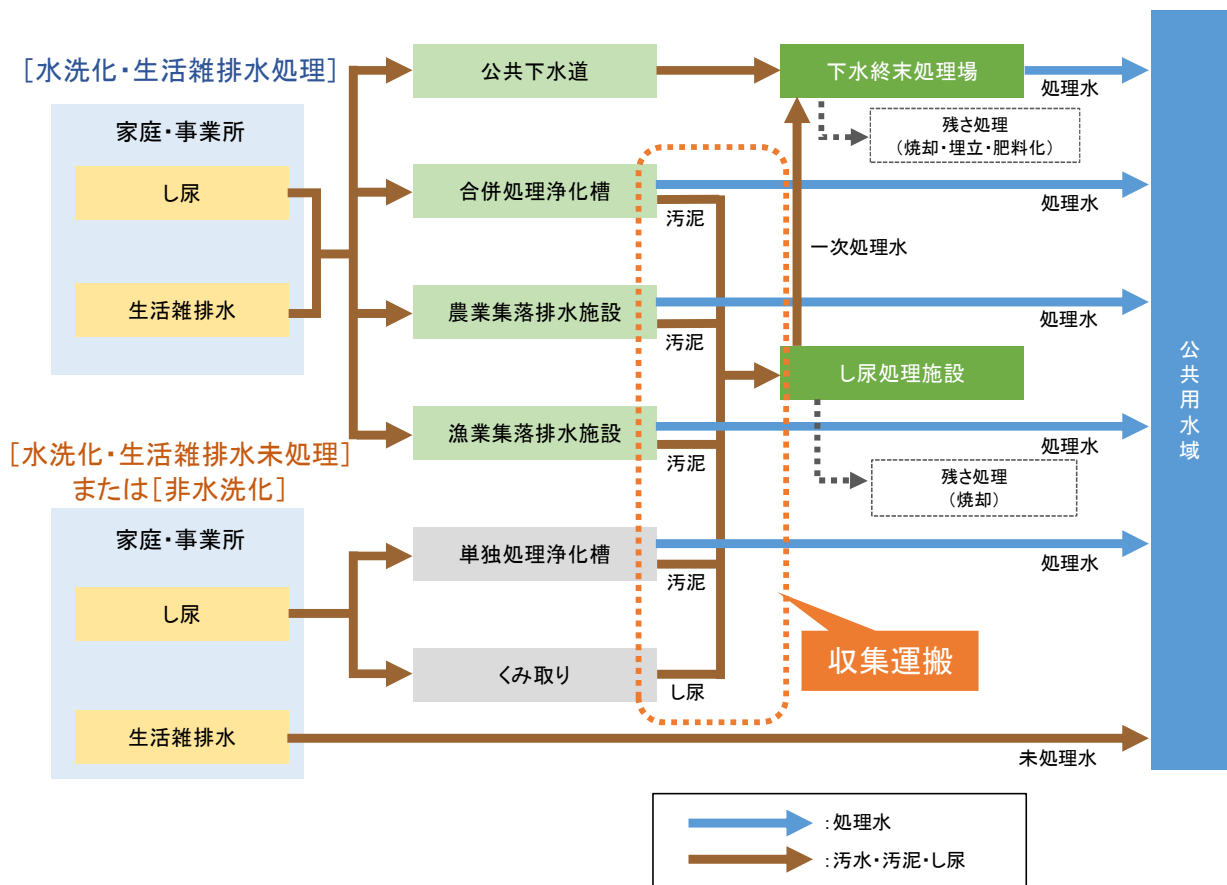


図5.1.1 生活排水処理の流れと収集運搬

2) 処理施設

本町の家庭や事務所から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、能登町衛生センターで処理を行っています。

能登町衛生センターは、平成元年3月に竣工した施設ですが、施設の老朽化や処理方式の変更のため、基幹的設備改良工事を平成28年度、29年度の2箇年で実施（竣工：平成30年3月）しました。処理方式変更後の現在、し尿及び浄化槽汚泥は直接脱水しており、脱水後の一次処理水は、下水処理施設へ投入しています。また、処理で発生する残さ（し渣、汚泥）は、奥能登クリーンセンターのごみ焼却施設が運転を開始した令和5年1月以降、奥能登クリーンセンターで焼却処理しています。

表5.1.2 現処理施設の概要

施設名称		能登町衛生センター
所在地		能登町字藤波9字20-1
処理能力		25kL/日
処理方式		基幹改良工事前：標準脱窒素処理 ↓ 基幹改良工事後：直接脱水、下水投入
残さ処理方式	し渣	基幹改良工事前：焼却後埋立処分 ↓ 基幹改良工事後：RDF化（R4.12まで）、焼却（R5.1から）
	汚泥	基幹改良工事前：焼却後埋立処分、肥料化 ↓ 基幹改良工事後：焼却（R4.12まで民間、R5.1から組合）
竣工年月		平成元年3月
施設運営		直営

5. 2 し尿及び浄化槽汚泥収集量・処理量の推移

1) 収集量（処理量）

し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）の推移は、図5. 2. 1に示すとおりです。

本町では、収集量の全量を能登町衛生センターで処理しています。

し尿は一貫して減少していますが、浄化槽汚泥は増減しています。令和3年度収集量は、し尿と浄化槽汚泥あわせて4,386kLです。

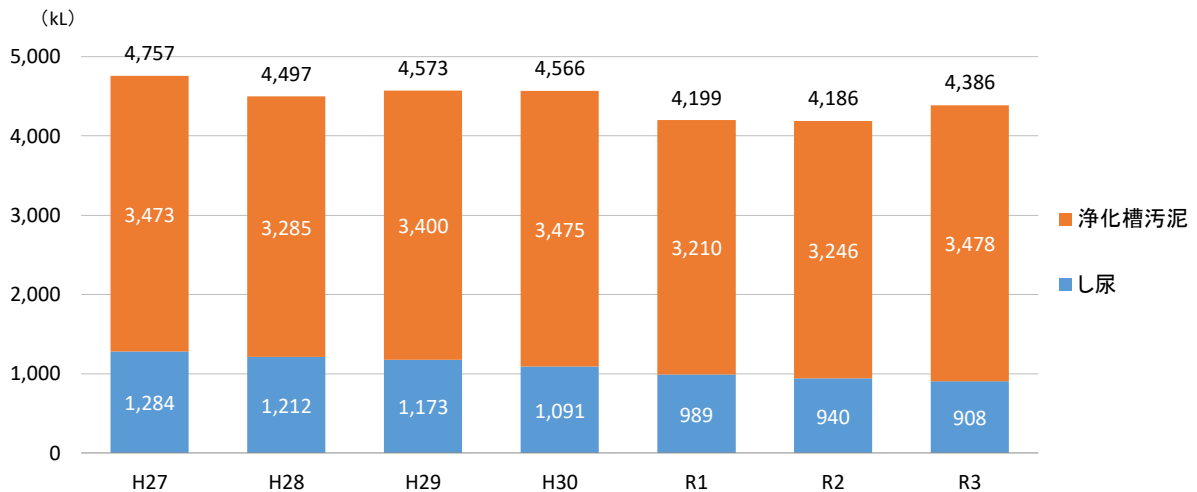


図5. 2. 1 し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）の実績

2) 残さ処理量

し尿及び浄化槽汚泥処理により発生する残さの処理量の推移は、図5. 2. 2に示すとおりです。

能登町衛生センターの基幹的設備改良工事により処理方式が変更となり、工事前は、残さを衛生センター内の施設で焼却していましたが、工事後は焼却せず搬出しているため、平成30年度以降残さ量が増えています。年間約250 tの残さが発生しており、し渣は、奥能登クリーンセンターでRDF化処理、汚泥は、民間処理施設に処理を委託しています（令和4年12月まで）。

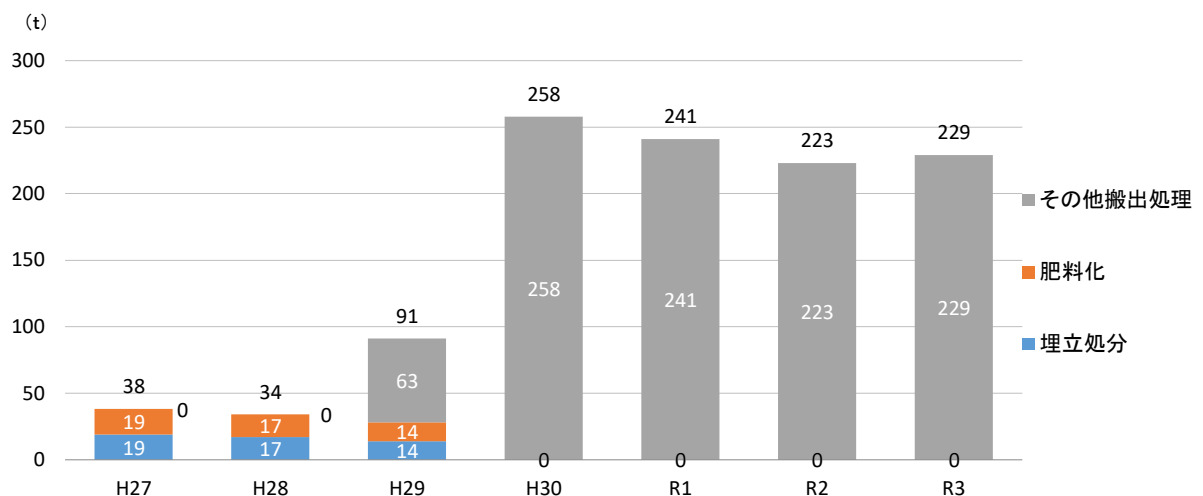


図5. 2. 2 残さ処理量の実績

5.3 し尿処理経費

1) 歳入

歳入の推移は、図 5.3.1 に示すとおりです。

特定財源は年間約 3 百万円となっていますが、平成 28 年度と 29 年度は、能登町衛生センターの基幹的設備改良工事に対する特定財源が多くなっています。

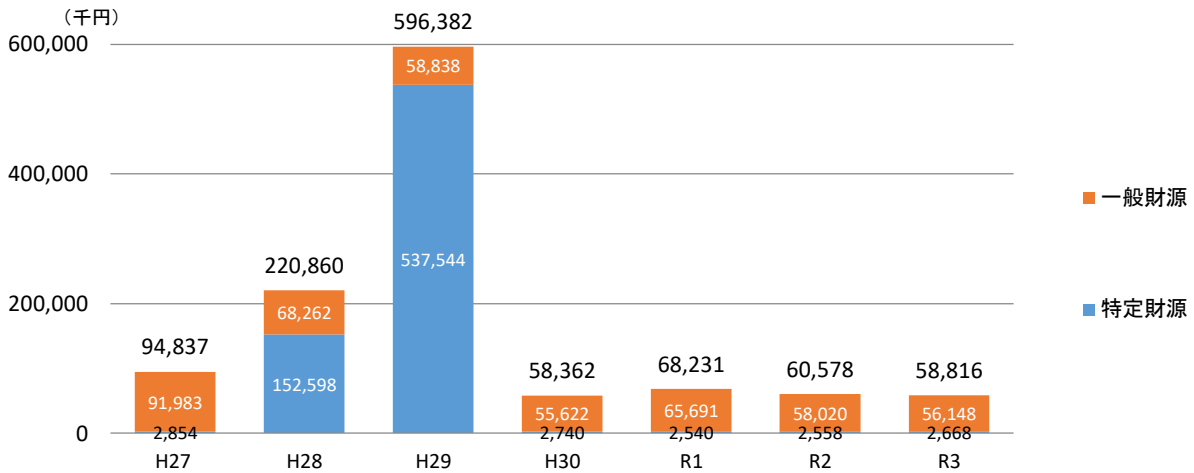


図 5.3.1 歳入の推移

(2) 歳出

歳出の推移は図 5.3.2 に、その内訳は表 5.3.1 に示すとおりです。

平成 28 年度と 29 年度は、能登町衛生センターの基幹的設備改良工事のため、建設改良費が高くなっています。

処理及び維持管理費は、基幹的設備改良工事後の平成 30 年度以降は、約 6 千万円となっており、工事前平成 27 年度の約 9 千万円と比べて、約 3 千万円少なくなっています。

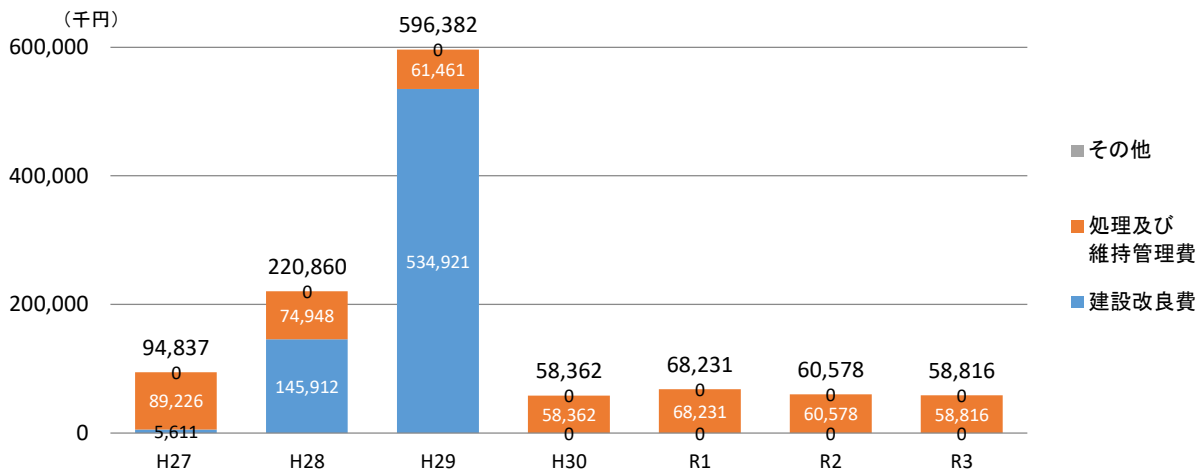


図 5.3.2 歳出の推移

表 5.3.1 歳出の内訳

(千円)

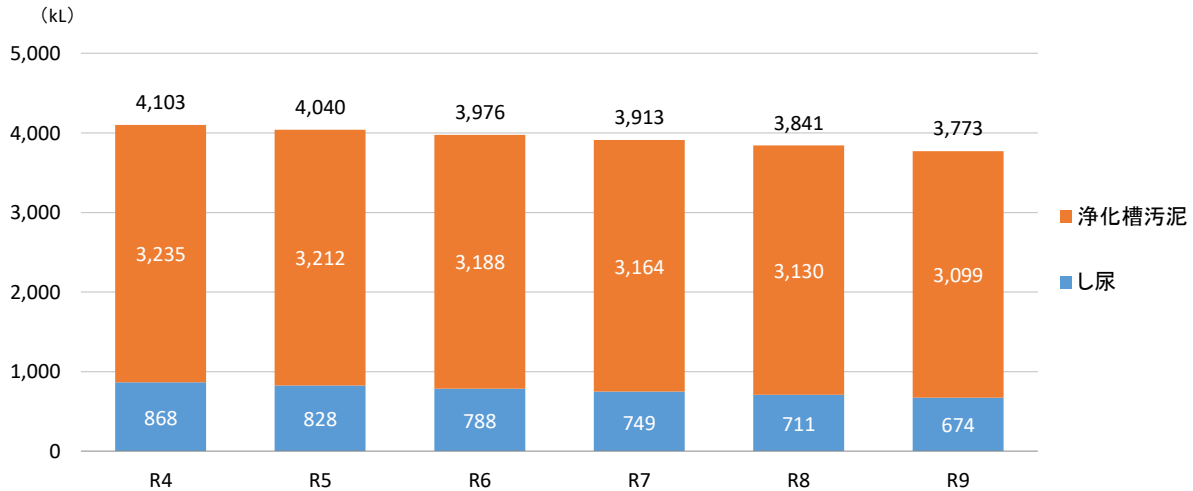
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	3,991	141,928	520,977	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
	調査費		1,620	3,984	13,944	0	0	0	0	
	組合分担金		0	0	0	0	0	0	0	
	小計		5,611	145,912	534,921	0	0	0	0	
	分担金除く		5,611	145,912	534,921	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	0	9,012	6,286	20,127	0	0	0	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	31,881	19,768	22,784	0	20,149	17,070	13,908
			最終処分	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理費	45,540	40,524	26,304	20,885	31,324	18,675	29,434	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理費	11,805	5,644	6,087	17,350	16,758	24,833	15,474	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		0	0	0	0	0	0	0	
	調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	
	小計		89,226	74,948	61,461	58,362	68,231	60,578	58,816	
	分担金除く		89,226	74,948	61,461	58,362	68,231	60,578	58,816	
	その他		0	0	0	0	0	0	0	
合計		94,837	220,860	596,382	58,362	68,231	60,578	58,816		
分担金除く		94,837	220,860	596,382	58,362	68,231	60,578	58,816		

5. 4 し尿及び浄化槽汚泥収集量・処理量の予測

1) 収集量（処理量）

し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）の予測値は、図5. 4. 1に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）は、徐々に減少していき、令和9年度には約3, 800kLになると予想されます。



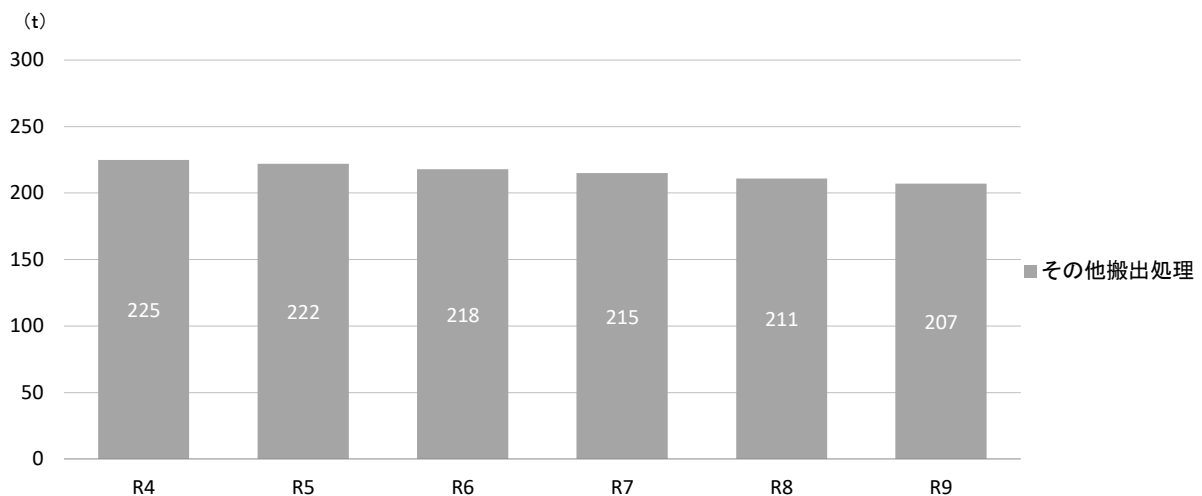
※収集形態別の目標人口×1人あたりの収集量（実績値より算出）

図5. 4. 1 し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）の予測値

2) 残さ処理量

し尿及び浄化槽汚泥処理により発生する残さ処理量の予測値は、図5. 4. 2に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）の減少に伴い、残さ処理量も減少していき、令和9年度には約200 tの残さが発生すると予想されます。残渣は、令和5年1月以降は、奥能登クリーンセンターで焼却処理します。



※し尿及び浄化槽汚泥収集量（処理量）の予測値×収集量（処理量）1kLあたりの残さ量（実績値より算出）

図5. 4. 2 残さ処理量の予測値

5. 5 し尿及び浄化槽汚泥処理の課題

1) 収集運搬

今後、公共下水道への接続率の向上や人口減少等により、し尿及び浄化槽汚泥収集量は、減少していくと考えられます。そのため、現在の収集運搬体制を継続していますが、将来的には処理量に応じた効率的な収集運搬体制を検討していきます。

2) 処理施設

能登町衛生センターは、基幹的設備改良工事を実施しました（平成30年3月竣工）。今後は適正な維持管理により施設の長寿命化を図ります。

3) 浄化槽の維持管理

浄化槽法では全ての浄化槽について、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査が義務付けられています。浄化槽をお使いの方に対して、広報等によりこれらの周知を図り、浄化槽の適正な維持管理を促します。